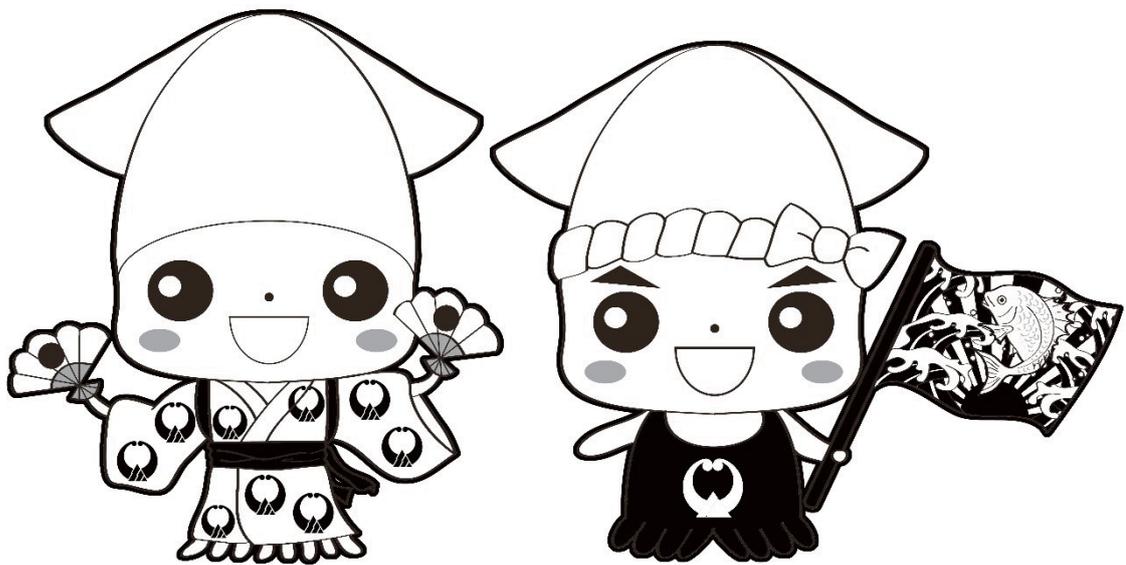


# 滑川市の福祉

令和8年1月発行



# 目 次

I	生 活 困 窮 者 福 祉 の 推 進 …	1 頁
II	高 齢 者 福 祉 の 推 進 …	8 頁
III	介 護 保 険 の 充 実 …	18 頁
IV	障 が い 者 福 祉 の 推 進 …	30 頁
V	児 童 福 祉 の 推 進 …	51 頁
VI	母 ( 父 ) 子 福 祉 の 推 進 …	62 頁
VII	そ の 他 …	68 頁

# はじめに

現代社会は、少子高齢化・人口減少という大きな問題に直面しています。時代の変化に伴い、コミュニティの在り方自体が変わっていく今日において、家庭や地域での援助機能の弱体化、地域住民同士の社会的つながりの希薄化など、地域社会の在り方もまた変容してきています。

このような状況の中で、市民一人ひとりがその地域において安心して暮らすことができ、真に生きる喜びを実感できる社会を構築していくことが必要です。

本市では、市民が安心して生活し、元気で幸せを実感できる福祉社会を実現するため、「ともに支え合い元気で幸せに暮らせるまち 滑川」を目指して、令和4年3月に「第4期滑川市地域福祉計画」を策定し、この計画に基づき福祉のまちづくりを進めています。

高齢者福祉については、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を送ることができるよう、緊急通報装置設置事業などの在宅支援や家族介護支援対策、高齢者福祉利用券給付等の在宅福祉サービスを実施しています。また、介護保険制度についても、令和6年3月に、「滑川市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定しました。高齢者や家族介護者のニーズはもとより、介護予防・健康づくり施策、認知症施策、医療との連携、地域との繋がり確保など、高齢者にとって真に必要なサービスを一体的に提供する『地域包括ケアシステム』の深化と推進を図ることに重点をおいた各種事業を実施しています。

障がい者福祉については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」等に基づき、令和6年3月に本市においても「滑川市障害者福祉計画（第4次）」を策定しており、障がいがある人もない人も、ともに、安心して、自分らしく暮らせるまちづくりを基本理念に掲げ、本市における障がい者施策の推進に取り組んでいます。

児童福祉については、令和6年4月から「滑川市こども家庭センター」を設置し、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行なう拠点として、すべての妊産婦、こども、子育て世帯に寄り添いながら切れ目のない支援の充実に取り組んでいます。また、市では「子育て応援宣言」を掲げ、令和7年3月には、「子ども・子育て支援法」の基本理念のもと、これまでの取組と成果を引き継いだ「第3期滑川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て世帯の経済的負担の軽減や、こどもの健全育成と安心して子育てができる優しい地域社会の実現に向け、総合的な子ども・子育て支援を推進しています。

福祉は、思いやりのある温かい心が大切です。民生委員・児童委員をはじめ、社会福祉協議会や各種関係団体と連携を図りながら、地域福祉の充実と福祉サービスの一層の向上に努めます。ここに、本市の福祉施策および事業のあらましを取りまとめましたので、皆様方の身近なところにおいていただき、ご活用いただければ幸いです。

令和8年1月

滑川市

# 滑川市の概況

基本理念	第5次総合計画 前総合計画の「ひと・まち・産業が元気なまち滑川」を引き継ぎ、社会経済情勢の変化を踏まえた、さらなる「元気なまち滑川」
市制施行	昭和29年3月1日
位置、広ぼう	富山県の北寄り 富山県庁所在地（富山市）の北東 約16 km 北緯36° 東経137° 面積=54.62 km <sup>2</sup> ひろがり=東西8.5 km・南北8.8 km 海岸線=7.9 km
人口	(令和7.10.1住基) 32,373人 [男15,951人 女16,422人] (令和2.10.1国調) 人口密度 1 km <sup>2</sup> 592.3人 (令和2.10.1国調) 産業別人口 第一次 1.2% (県 1.3%) 第二次 42.5% (〃 34.4%) 第三次 56.3% (〃 64.3%)
世帯	(令和7.10.1住基) 13,150世帯
財政規模 (当初)	令和7年度一般会計予算 14,793,020千円 うち民生費 5,668,846千円 (38.3%)

# 滑川市福祉事務所の運営方針

市福祉事務所は、社会福祉行政の第一線機関にあつて、すべての住民が健康で文化的な生活を営み得るよう、福祉に関する住民のニーズをつかみ、生活困窮者をはじめとし、高齢者、児童、母子、父子、心身障がい者等他と比べて社会的、経済的、心身上ハンディキャップのある人々に対する保護育成、自立更生指導促進を図ることを目的とし、福祉行政機関と連携を図りながら、住民と密着した身近な福祉行政を講ずることを運営方針とします。

## ☆ 相手の心で福祉を行う

- ・ 住民の境遇と立場をよく理解し、常に親切と誠意をもってあたる。
- ・ 制度と秩序ある指導のもとに適切な運用を行う。
- ・ 職員は常に担当業務の研修に努め、住民サービスの向上に資する。
- ・ 職場における情報共有を密にし、適切迅速な事務処理に努める。

## ☆ みんなの心で福祉を育てる

- ・ 社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と協力体制を深め、的確な実態把握に努める。
- ・ 社会福祉関係団体との協力体制を深め、慈恵的福祉のみでなく精神福祉の推進に努める。

(参考) 社会福祉法 第14条 第6項

市町村（特別区を含む。以下同じ。）の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの（政令で定めるものを除く。）をつかさどるところとする。

# 財 政

令和7年度当初予算

単位：千円

項 目	予 算 額	財 源 内 訳				構 成 比 %
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	
1. 社会福祉費	2,516,433	906,140		39,791	1,570,502	44.4
① 社会福祉 総務費	322,720	108,942		9,161	204,617	(5.7)
② 障害者 福祉費	1,004,233	693,092		19,000	292,141	(17.8)
③ 老人福祉費	1,181,782	97,460		11,630	1,072,692	(20.8)
④ 国民年金費	7,698	6,646			1,052	(0.1)
2. 児童福祉費	3,007,263	1,780,533		23,455	1,203,275	53.1
① 児童福祉 総務費	119,703	32,759			86,944	(2.1)
② 児童育成費	2,536,546	1,706,898		15,551	814,097	(44.8)
③ 母子等福祉費	98,858	36,343		60	62,455	(1.7)
④ 児童福祉 施設費	252,156	4,533		7,844	239,779	(4.5)
3. 生活保護費	145,150	87,661			57,489	2.5
① 生活保護 総務費	33,754	3,539			30,215	(0.6)
② 扶助費	111,396	84,122			27,274	(1.9)
民生費合計	5,668,846	2,774,334		63,246	2,831,266	100.0
一般会計総額	14,793,020	3,624,748	386,500	1,303,623	9,478,149	

# I 生活困窮者福祉の推進

生活困窮者に対する援護活動は、健康で文化的な最低限度の生活を保障している憲法第25条の理念に基づき制定された生活保護法を中心に推進しています。

平成27年度からは、生活困窮者の自立を支援する新たな仕組みとして、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援をはじめとした各種の支援制度が始まり、生活保護に至る手前における早期の自立を目指した支援を行っています。

また、生活保護法や生活困窮者自立支援法に基づく支援以外にも各種の福祉事業を行い、生活困窮者の自立支援に努めています。

## A 施策制度

### 1. 生活保護制度の概要（国の制度 昭和 25 年創設）

#### （1）制度の目的

生活に困窮している方に対し、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とするものです。

#### （2）対象者

生活に困っていて、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用してもなお、最低限度の生活ができない方です。（なお、民法に定める扶養義務者の扶養や他の法律に定める扶助については、生活保護に優先して行われるものです。）

#### （3）内容

保護は、生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助・出産扶助・生業扶助および葬祭扶助から構成されています。…（詳細 P 6～8 参照）

### 2. 生活困窮者自立支援制度の概要（国の制度 平成 25 年創設）

#### （1）制度の目的

生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うことにより、生活保護に至る前の段階で自立の促進を図ることを目的とするものです。

#### （2）対象者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方です。

#### （3）内容

本市が実施している支援事業は次のとおりです。

○自立相談支援事業：就労など、自立に向けた包括的な相談支援、各種の支援利用のプランニング

○住居確保給付金：離職等により住宅を失った生活困窮者等への住居確保のための金銭給付（有期）

○就労準備支援事業：就労に必要な訓練の実施

○家計改善支援事業：家計管理能力を高めるための支援の実施

○一時生活支援事業：住居のない生活困窮者への宿泊場所や衣食の提供（有期）

なお、事業の実施については、「富山県東部生活自立支援センター」等に委託しています。

### 3. 生活福祉資金の貸付け（国・県制度 昭和38年創設）

低所得者に対し、経済的自立と生活意欲の促進を図るため、次の種類の生活福祉資金の貸付制度があり、滑川市社会福祉協議会でその事務を行っています。

#### 1 貸付対象

##### (1) 低所得世帯 ※所得制限あり

資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより自立自活できると認められる世帯であって、自立自活に必要な資金の融資を他から受けることが困難であると認められる世帯（所得制限あり）

##### (2) 障がい者世帯

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の属する世帯、障害者総合支援法によるサービスを利用している方の属する世帯

##### (3) 高齢者世帯 ※所得制限あり

日常生活上療養または介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯（所得制限あり）

#### 2 留意事項

○「世帯」に対する貸付です。

生活福祉資金は「個人」ではなく「世帯」を単位として貸付けを行います。相談者ご本人だけでなく、世帯員全員の就労・就学状況、健康状態、収入や負債等について確認させていただき、生活の立て直しに向けた適切な支援を検討します。

○「世帯の自立につながる」と判断される場合に貸付を行います。

本制度は「給付」ではなく「貸付」であることから、償還（返済）していただく必要があります。貸付金の償還が見込めない場合には、世帯にとって「借金を負う」という新たな負担につながりますので、貸付を行うことはできません。

○社会福祉協議会や民生委員等による継続的な相談支援を行います。

本制度は、単なる金銭の貸付ではなく、世帯の安定や生活の立て直しを図ることを目的としています。そのため、貸付後もお住まいの地域の民生委員や滑川市社会福祉協議会、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援機関等が継続して生活状況を確認し、必要に応じて相談支援を行います。

○他の貸付制度や公的支援等を優先してご利用いただきます。

本制度は、必要な資金の貸付を他から受けることができない世帯が対象です。そのため、母子父子寡婦福祉資金や日本学生支援機構の奨学金、日本政策金融公庫、その他の金融機関等からの借入れが可能な場合は、そちらをご利用いただくことになります。また、給付制度や助成制度の利用、家計の見直し、分割払い等、貸付以外の方法が考えられる場合にはそちらを優先していただきます。

○事後申請は貸付対象外です。

すでに発注、購入、着工、支払い済みの費用は貸付の対象となりません。ただし、福祉費の療養関係経費、葬儀費用については、事前申請が困難な場合、支払い前であれば貸付対象となる場合があります。

○他の債務の返済資金に充当する場合はお貸しできません。

○審査によって、借入金額が減額される場合や貸付が不承認となる場合があります。

貸付対象とならない世帯であっても、他施策・他機関と連携して相談支援を行います。

○虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合は、貸し付けた金額を即時にご返済いただきます。

## 生活福祉資金貸付条件等一覧

資金種類	貸付条件						
	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間			
1 総合支援資金	<p>失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就学支援、家計指導等）と生活費および一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であって、下記の条件いずれにも該当する場合。なお、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から借入れ後の継続的な支援を受けることに同意していること。</p> <p>①低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困難となっていること。</p> <p>②公的な書類等で本人確認が可能であること。</p> <p>③現在住所を有していること又は住宅確保給付金の申請を行い、住居の確保が見込まれることが見込まれ、償還を見込めること。</p> <p>④社会福祉協議会が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営むことができ、生活費を賄うこと。</p> <p>⑤失業等給付、職業訓練受給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うこと。</p>						
	生活支援費	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内	原則3月	最終貸付日から6月以内 貸付の日(生活支援費と合わせて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内	据置期間経過後10年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	原則必要 ただし、やむをえない場合は連帯保証人なしでも貸付可
	住宅入居費	40万円以内	—	—	—	—	—
	一時生活再建費	60万円以内	—	—	—	—	—
	福祉資金	低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金 生業を営むために必要な経費 技能習得に必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 福祉用具等の購入に必要な経費 障がい者用自動車等の購入に必要な経費 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(460万円) 技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円	—	—	—	—
	福祉費	(250万円) (170万円) (250万円) (513.6万円)	—	—	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	—	原則必要 ただし、やむをえない場合は連帯保証人なしでも貸付可
	緊急小口資金	療養期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であれば、世帯の自立に必要なときは230万円 介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であれば、世帯の自立に必要なときは230万円	(150万円) (50万円) (50万円) (50万円) (50万円)	—	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から2月以内	据置期間経過後12月以内	無利子 不要
	3 教育支援資金	低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金 (高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6.0万円以内 (短大) 月6.0万円以内 (大学) 月6.5万円以内	10万円以内	—	貸付の日から2月以内	据置期間経過後20年以内	無利子 不要
	教育支援費	低所得世帯に属する方が高等学校、大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費	50万円以内	—	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内	無利子 ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学支援費	低所得世帯に属する方が高等学校、大学または高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内	—	—	—	—
4 不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の7割程度 ・居住用不動産の評価額の7割程度(集合住宅は5割) ・貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍以内)	借受人の死亡時までの期間または貸付元金貸付限度額に達するまでの期間	契約の終了後3月以内	据置期間終了時	必要 ※推定相続人の中から選任 不要	

## B 資料

### 1. 滑川市における最低生活保障水準の具体的事例

(令和7年10月1日) 3級地-1

単位：円

世帯構成		4人世帯	母子4人世帯	高齢2人世帯	高齢1人世帯
扶助別		41歳(主)	36歳(母)	75歳(主)	71歳(主)
		35歳(妻)	13歳 中1年	65歳(妻)	
		11歳 小5年	9歳 小3年		
		4歳	2歳		
生活扶助		162,280 (児童養育)	163,650 (児童養育)	107,170 (介護保険料)	70,170 (介護保険料)
加算		20,380	34,900 (母子)	2,982	1,491
小計	世帯当り	182,660	221,250	110,152	71,661
	(1人当り)	(45,665)	(55,312)	(55,076)	(71,661)
教育扶助		3,400	8,700	—	—
住宅扶助		(市営住宅) 11,400	(民間アパート) 29,000	(市営住宅) 11,400	(市営住宅) 7,100
合計	世帯当り	197,460	258,950	121,552	78,761
	(1人当り)	(49,365)	(64,737)	(60,776)	(78,761)

このほか、●教材費、学校給食費および通学交通費等の実費が支給されます。

●社会保険料、労働組合費、通勤交通費等が勤労収入から控除されます。

●勤労収入のある場合、収入金額別基礎控除、特別控除等があります。

●医療費・介護費は原則として全額現物支給されます。

●11～4月の間冬季加算が支給されるほか、12月に期末一時扶助が支給されます。(在宅の基準額は次のとおりです。)

単位：円

区	分	1人	2人	3人	4人
冬季加算	11月～4月	7,460	10,590	12,030	13,000
期末一時扶助	12月	11,610	18,920	19,510	21,940

## 2. 生活保護の状況

指数は昭和60年度を100とする。

### (1) 被保護世帯数・人員および保護率の状況

(月平均)

年 度	被 保 護 世 帯		被 保 護 人 員		保 護 率 0/00
	世 帯 数	指 数	人 員	指 数	
昭和60年度	48	100.0	61	100.0	1.96
平成元年度	52	108.3	70	114.8	2.27
〃 5年度	42	87.5	50	82.0	1.58
〃 10年度	32	66.7	42	68.9	1.26
〃 15年度	40	83.3	48	78.7	1.40
〃 20年度	47	97.9	59	96.7	1.73
〃 25年度	74	154.2	88	144.3	2.61
〃 26年度	72	150.0	84	137.7	2.50
〃 27年度	70	145.8	81	132.7	2.46
〃 28年度	70	145.8	82	134.4	2.50
〃 29年度	63	131.3	73	119.7	2.19
〃 30年度	57	118.8	65	106.6	1.95
令和元年度	60	125.0	69	113.1	2.07
〃 2年度	56	116.7	62	104.9	1.96
〃 3年度	53	110.4	59	96.7	1.90
〃 4年度	54	112.5	63	103.3	2.11
〃 5年度	55	114.5	63	100.0	2.06
〃 6年度	53	110.4	58	95.0	1.93

### (2) 扶助の種類別扶助人員および扶助率

(月平均)

年 度	延 人 員		生 活 扶 助		住 宅 扶 助	
	人 員	扶 助 率	人 員	扶 助 率	人 員	扶 助 率
昭和60年度	101	100	40	39.6	12	11.9
平成元年度	122	100	38	31.2	22	18.0
〃 5年度	87	100	27	31.0	15	17.2
〃 10年度	88	100	34	37.4	20	22.0
〃 15年度	90	100	31	34.4	14	15.6
〃 20年度	119	100	40	33.6	23	19.3
〃 25年度	199	100	72	36.2	42	21.1
〃 26年度	188	100	67	35.6	37	19.7
〃 27年度	177	100	61	34.5	33	18.6
〃 28年度	172	100	58	33.7	35	20.3
〃 29年度	150	100	51	34.0	31	20.7
〃 30年度	145	100	46	31.7	30	20.7
令和元年度	154	100	47	30.5	31	20.1
〃 2年度	144	100	44	30.6	29	20.1
〃 3年度	135	100	45	33.3	29	21.5
〃 4年度	149	100	52	34.9	31	20.8
〃 5年度	147	100	52	35.4	33	22.4
〃 6年度	132	100	47	35.6	28	21.2

年 度	教 育 扶 助		医 療 扶 助		介 護 扶 助		生 業 扶 助	葬 祭 扶 助
	人 員	扶 助 率	人 員	扶 助 率	人 員	扶 助 率		
昭和 60 年度	1	1.0	48	47.5			(2)	
平成元年度	5	4.1	57	46.7				
〃 5 年度	3	3.5	42	48.3				
〃 10 年度	2	2.4	35	38.5				
〃 15 年度	0	0.0	38	42.2	7	7.8		
〃 20 年度	4	3.4	43	36.1	9	7.7		(2)
〃 25 年度	1	0.5	67	33.7	16	8.0	1	
〃 26 年度	0	0.0	66	35.1	17	9.0	1	
〃 27 年度	0	0.0	62	35.0	18	10.2	1	(2)
〃 28 年度	1	0.5	61	35.4	17	9.8	1	(3)
〃 29 年度	1	0.6	51	34.0	15	10.0	1	
〃 30 年度	1	0.7	53	36.6	14	9.7	1	
令和元年度	0	0	58	37.7	18	11.7	0	(1)
〃 2 年度	0	0	56	38.9	15	10.4		
〃 3 年度	0	0	52	38.5	10	11.1		
〃 4 年度	1	0.0	55	36.9	10	6.7		
〃 5 年度	2	1.4	50	34.0	11	7.5		
〃 6 年度	0	0	46	34.8	8	6.0	1	

( ) 内は年間実数

(3) 保護の開始・廃止世帯数および人員（年間延件数）

年度	保 護 開 始					保 護 廃 止	
	申請件数	申請取下 件 数	却下件数	決 定		世帯数	人 員
				世帯数	人 員		
昭和 60 年度	9			9		8	
平成元年度	9	1	2	7	12	8	14
〃 5 年度	3			3	4	7	7
〃 10 年度	4			4	5	4	5
〃 15 年度	8			8	9	5	10
〃 20 年度	8	1	0	7	8	6	6
〃 25 年度	10	1	1	8	13	8	17
〃 26 年度	5	1	0	4	6	7	9
〃 27 年度	8	0	1	7	10	10	11
〃 28 年度	10	1	1	7	11	9	10
〃 29 年度	5	0	1	5	5	14	17
〃 30 年度	8	0	2	6	8	9	9
令和元年度	8	0	0	8	11	7	10
〃 2 年度	7	1	1	5	5	9	9
〃 3 年度	18	2	3	11	11	11	11
〃 4 年度	15	1	4	12	17	10	11
〃 5 年度	10	1	0	9	11	7	11
〃 6 年度	8	0	1	7	7	10	10



## Ⅱ 高齢者福祉の推進

全国的に高齢化が進む中、本市においては全国より早いペースで高齢化が進んでいます。

高齢化は、あらゆる方面に様々な影響を及ぼすことが考えられ、特に、何らかの支援が必要となるリスクが高くなる 75 歳以上の後期高齢者の割合が年々高くなることから、虚弱高齢者や要支援・要介護高齢者が確実に増加するものと予想されます。また、核家族化、高齢者への扶助意識の変化、女性の社会進出等により高齢者福祉サービスに対する需要がますます増大し、多様化するものと考えられます。

このような状況の中で、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、健康で長寿を喜びあえる社会を実現していくことが極めて重要であります。このため、高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐとともに、いくつになっても自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指して、介護保険サービスを含め、地域とのつながりの確保、生きがいつくり施策など、民間福祉団体、地域住民、ボランティア等と幅広く連携し多種多様な高齢者福祉サービスの充実を目指します。

高齢人口の推移

各年4月1日現在  
住民基本台帳人口 S55年は国勢調査人口 10月1日現在

年 度	総 人 口 (A)	65 歳 以 上 (B)	人 口 割 合 B/A	参 考	
				富 山 県	国
昭和 50	30,456	3,142	10.3	9.5	7.9
55	30,074	3,712	12.3	11.2	9.1
60	31,296	4,248	13.6	12.8	10.3
平成元年	31,466	4,706	15.0	14.5	11.6
5	31,597	5,420	17.2	16.8	13.5
6	31,824	5,612	17.6	17.4	14.1
7	32,134	5,808	18.1	17.9	14.5
8	32,472	6,010	18.5	18.5	15.1
9	32,951	6,163	18.7	19.1	15.6
10	33,316	6,315	19.0	19.7	16.2
11	33,535	6,477	19.3	20.2	16.7
12	33,786	6,618	19.6	20.8	17.3
13	33,879	6,800	20.1	21.4	18.0
14	34,039	7,003	20.6	22.0	18.5
15	34,208	7,154	20.9	22.4	19.0
16	34,248	7,224	21.1	22.7	19.5
17	34,254	7,388	21.6	23.2	20.1
18	34,182	7,526	22.0	23.8	20.8
19	34,107	7,768	22.8	24.6	21.5
20	33,900	7,875	23.2	25.2	22.1
21	33,913	8,092	23.9	25.9	22.7
22	33,912	8,269	24.4	26.2	23.1
23	33,886	8,244	24.3	26.3	23.3
24	33,706	8,415	25.0	27.6	24.1
25	33,818	8,781	26.0	28.7	25.1
26	33,668	9,077	27.0	29.6	26.0
27	33,559	9,336	27.8	30.6	26.8
28	33,450	9,528	28.5	31.1	27.3
29	33,388	9,656	28.9	31.6	27.7
30	33,288	9,722	29.2	32.0	28.1
令和元年	33,236	9,779	29.4	32.3	28.4
2	33,168	9,823	29.6	32.4	28.7
3	33,028	9,849	29.8	33.1	28.9
4	32,996	9,898	30.0	33.2	29.0
5	32,863	9,821	29.9	33.3	29.1
6	32,654	9,792	30.0	33.4	29.3
7	32,409	9,720	30.0	(県・国は10月1日時点)	

令和7年4月の内訳

60歳～64歳	1,925人	} 65歳以上 9,720人	} 75歳以上 5,806人
65歳～69歳	1,795人		
70歳～74歳	2,119人		
75歳～79歳	2,272人		
80歳～84歳	1,709人		
85歳～89歳	1,026人		
90歳～94歳	577人		
95歳～99歳	197人		
100歳以上	25人		
(参考) 40歳以上	20,708人		

## A 施策制度

### 1. 高齢者在宅支援事業について

高齢者が少しでも長く健康を維持し、地域において自立した生活を送ることができるよう支援します。

- ・緊急通報装置設置事業

ひとり暮らし高齢者や虚弱な高齢者等を対象に緊急通報装置を貸与し、緊急時においてあらかじめ登録された協力員等に通報することにより、安全確保等を図っています。

### 2. 家族介護支援対策について

高齢者を介護している家族等の様々なニーズに対応するために、介護保険サービス以外の各種サービスを提供することにより、家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図り、寝たきり高齢者等が在宅生活を継続できるよう支援するために、以下の事業を実施しています。

- (1) 寝具丸洗い・乾燥事業

在宅の重度寝たきり高齢者等が利用する寝具の衛生管理のため、寝具の水洗いおよび乾燥消毒等のサービスを行います。(市社会福祉協議会に委託)

- (2) 訪問理髪サービス事業

理容院に出向くことが困難な重度寝たきり高齢者等に対して、居宅を訪問して理髪サービスを行います。

- (3) 在宅要介護高齢者福祉金(県単)

在宅の65歳以上の高齢者であって、要介護4または5と認定された方に支給します。

福祉金額 月額5,000円

支給月 9月・3月

支給対象者 76人(R6年度実績)

支給対象者または、生計維持者が老齢福祉年金の支給対象となる所得を超え、かつ所得税が課税されている場合や、特別障害者手当等を受給されている場合は支給されません。

- (4) 介護用品支給事業

要介護3・4・5のいずれかに認定された在宅高齢者を介護している別居家族に対して、介護用品(紙おむつ、尿取りパット)を購入した経費の一部を助成することにより、家族の経済的負担を軽減します。(同居の場合も同様の制度があります。(25ページ))

### 3. その他在宅福祉サービス

#### (1) 高齢者ミドルステイ事業（県単）

やむを得ない事由により、中期にわたり居宅での介護が困難となった高齢者の方やひとり暮らし高齢者の方を施設でお世話します。

利用者負担額（1日） 要介護・要支援の方 介護報酬の一割に相当する額と各施設が定める食費および滞在費

ひとり暮らし高齢者の方 3,161円

利用期間 ショートステイ期間と合算して3か月以内

#### (2) 高齢者福祉利用券給付（市単）

70歳以上の在宅高齢者を対象として、外出機会の創出を図るため年6枚（75歳以上の人は12枚）の福祉利用券を交付します。また、福祉利用券の代わりに、コミュニティバスの無料乗車券を選択することもできます。

（1枚で1回市内の公衆浴場が無料で利用可能、みのわ温泉・あいらぶ湯では1枚400円券として利用可能）

対象者数（R6年度） 70～74歳 2,593人 75歳以上 5,660人

配布済者数（R6年度） 70～74歳 955人 75歳以上 2,385人

#### (3) 老人週間行事（市単）

老人週間（9月15日～21日）を中心に、以下の行事を行っています。

- ・市から米寿記念品の贈呈（暦年対象 R6年度 219人）
- ・高齢者囲碁大会

#### (4) 在日外国人高齢者福祉金（市単）

日本国籍を有しないために国民年金に加入できなかった本市在住の外国人高齢者に対し、福祉金を支給します。

福祉金額 月額8,000円

支給月 毎年1月・4月・7月・10月

#### 4. 高齢者の生きがい対策の推進

高齢者が健康でいきいきと生活するためには、保健福祉サービスの提供とともに生きがいのある生活が重要な要素となります。

また、介護予防の観点からも生きがい対策は、閉じこもりの防止等非常に大きな効果が期待されます。

このことから、活力あふれる福祉社会の実現を目指し、住民の心と体の健康保持増進に努めるとともに、生涯学習やスポーツ・レクリエーションを推進して多様な生きがいを創造するよう支援します。

高齢者の生きがい対策として以下の支援策を実施します。

##### (1) 老人クラブ等の活動支援育成

高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、悠友クラブ滑川が主催する文化・スポーツ大会の充実を図ります。

また、各地区単位の老人クラブに対し、指導者の育成とその活動拠点の確保に努め、新しい事業、ニュースポーツなどの魅力的な催しを行い、高齢者の活発な社会交流の場や機会の提供に努めます。

補助対象

- ・単位老人クラブ 50クラブ 会員数 3,240名
- 会員150名以上(1クラブ) 86,400円   会員125名以上(3クラブ) 79,200円
- 会員100名以上(6クラブ) 72,000円   会員75名以上(6クラブ) 64,800円
- 会員50名以上(12クラブ) 57,600円   会員30名以上(15クラブ) 48,000円
- 会員29名以下(7クラブ) 24,000円

※各層の最低人数を超えた人数分(280円/人)の加算及び新規会員の人数分(300円/人)の加算あり

- ・悠友クラブ滑川 50クラブ中50クラブ加入

##### (2) 生きがいと創造の事業

高齢者の創造性を高めることと社会参加の機会を得ることを目的として、研修(制作)の場を設けています。

- ・陶芸の館(活動団体2グループ)

##### (3) 高齢者と児童の交流促進事業

高齢者と児童が一堂に会し、世代間の交流の機会を設け、高齢者の社会参加を促し、生きがいを高めるとともに児童の敬老意識の向上を図ります。

(悠友クラブ滑川に委託)

##### (4) 福寿大学(高齢者学級)

生涯学習の一環として、60歳以上の方々を対象に、自らの生活に生きがいを見いだしていただくための講座を開設しています。(教育委員会所管)

- (令和6年度)・開設回数 年間20回
- ・登録人員 71名
- ・学習内容 健康管理、生きがい、政治経済、一般教養、歴史、文学など

##### (5) 悠友サロン～老人の日～

閉じこもりがちな高齢者等の外出機会を創出し、社会的孤立の解消を図り介護予防につなげるため、滑川市民交流プラザにおいて毎月第3火曜日に「悠友サロン～老人の日～」を設け、介護予防教室や演芸、老人クラブ等の発表などを実施しています。

(6) あいらぶ湯・シルバーデー

70 歳以上の高齢者に対し、滑川市民交流プラザ「あいらぶ湯」のポイントカードを発行しています。シルバーデー（毎週火曜日）の利用 1 回につき 1 ポイントが付与され、12 ポイントで高齢者入浴券（1 回分・本人利用）として使用可能です。また、シルバーデーは 4 階休憩室 1・2 を無料開放しています。

5. その他の施策

(1) 老人ホームへの入所

日常生活の大半は自分でできるが、経済的事情や住宅事情等で家族と同居できない、または同居が困難な高齢者に対し、次のとおり養護老人ホームへの入所措置をしています。

施設名	所在地	入所者数
ながれすぎ光風苑	富山市	0 名
慈光苑	富山市	0 名

(令和 7 年 10 月 1 日現在)

(2) 高年齢者雇用奨励金

高年齢者の雇用促進を図るため、高年齢者を雇用している事業主に対し、次のとおり奨励金の交付を行っています。(商工企画課所管)

- ・対象者…市内に居住する 55 歳以上 65 歳未満で、国の助成金または県の訓練費支給の対象とされた方を、その助成金等の支給対象期間満了後も引き続き雇用し、または雇用していた事業主
- ・奨励金の額…高年齢者 1 人につき月額 5,000 円（最長 12 か月間）

## 6. 滑川市の老人福祉施設等について

### (1) 滑川市地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者を福祉・介護・保健・医療など、さまざまな面から総合的に支援する機関として活動しています。

地域包括支援センターの取り継ぎ機関として市内2ヶ所の在宅介護支援センターがあります。

事業主体	滑川市
支援センター名	滑川市地域包括支援センター（滑川市役所 本館1階）
実施主体	滑川市（平成18年4月開設）
担当地区	滑川市全域
担当職員	主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護予防ケアマネジメント事業</li> <li>(2) 一般介護予防事業</li> <li>(3) 総合相談・支援事業</li> <li>(4) 権利擁護事業</li> <li>(5) 包括的・継続的ケアマネジメント事業</li> <li>(6) 在宅医療・介護連携推進事業</li> <li>(7) 生活支援体制整備事業</li> <li>(8) 認知症総合支援事業</li> <li>(9) 地域ケア会議推進事業</li> <li>(10) 家族介護支援事業</li> </ul>

事業主体	滑川市	
支援センター名	清寿荘在宅介護支援センター	カモメ荘在宅介護支援センター
実施主体	社会福祉法人 清寿会 （平成7年8月開設）	社会福祉法人 廣和会 （平成14年4月開設）
担当地区	滑川西・東加積・中加積・西加積・山加積	滑川東・浜加積・早月加積・北加積
事業内容	在宅介護等についての総合的相談・指導	

(2) 滑川市シルバー人材センター（蛍泉閣）

自らの能力を発揮する場を望んでおられる健康で働く意欲のあるおおむね 60 歳以上の方々に、その希望に応じ、経験や能力を生かして働くことができる場をつくるため、昭和 63 年 10 月に設立（平成 23 年 4 月公益社団法人に移行）しました。

シルバーワークプラザ 滑川市上小泉 1842 番地 1

- ・令和 6 年度事業実績 148,768 千円
- ・令和 7 年 3 月末会員数 393 人

(3) 軽費老人ホーム かづみの里（平成 13 年 9 月 1 日開設）

60 歳以上の高齢者等で、身体的機能の低下または高齢等のため、独立して生活を営むには不安がある方が、自立した生活を継続できる施設です。

- ・事業・経営主体…社会福祉法人 かづみ野
- ・設置場所…滑川市上小泉 36 番地 8
- ・構造…鉄筋コンクリート造 5 階建
- ・面積…2,605 m<sup>2</sup>
- ・定員…50 人
- ・利用申込…社会福祉法人 かづみ野

(4) 生活支援ハウス ほたるの里（平成 15 年 4 月開設）

独立して生活することに不安のある 60 歳以上の高齢者に、安心して健康で明るい生活を送っていただけるよう、介護支援や住居、地域交流などの機能を提供する施設です。

- ・経営主体…社会福祉法人 福梅会
- ・設置場所…滑川市下梅沢 424 番地
- ・構造…鉄骨造 平屋建
- ・面積…701 m<sup>2</sup>
- ・定員…18 人
- ・利用申込…市役所福祉課

## B 資 料

### 1. 地区別人口集計表

(R 7. 4. 1 現在 単位:人)

地区名	60歳～ 64歳	65歳～ 69歳	70歳～ 74歳	75歳～ 79歳	80歳～ 84歳	85歳～ 89歳	90歳～ 94歳	95歳 以上	計
滑川東	294	286	362	453	344	208	111	49	2,107
滑川西	208	206	279	267	229	148	99	34	1,470
浜加積	186	190	243	276	201	122	60	25	1,303
早月加積	176	180	212	214	149	95	45	23	1,094
北加積	199	230	266	254	188	115	56	32	1,340
東加積	121	101	106	98	82	51	32	12	603
中加積	206	189	187	218	152	93	54	15	1,114
西加積	506	370	422	442	328	174	102	25	2,369
山加積	29	43	42	50	36	20	18	7	245
合 計	1,925	1,795	2,119	2,272	1,709	1,026	577	222	11,645

### 2. 地区別高齢者数

地区名	全 世 代 人 口	前期高齢者数 (65歳～74歳)	後期高齢者数 (75歳～)	高齢者人口 (65歳～)	高 齢 化 率 高齢者人口/全世代人口
滑川東	5,102	648	1,165	1,813	35.5
滑川西	3,539	485	777	1,262	35.7
浜加積	4,128	433	684	1,117	27.1
早月加積	2,736	392	526	918	33.6
北加積	3,921	496	645	1,141	29.1
東加積	1,268	207	275	482	38.0
中加積	2,712	376	532	908	33.5
西加積	8,545	792	1071	1,863	21.8
山加積	458	85	131	216	47.2
合 計	32,409	3,914	5,806	9,720	30.0

### 3. 年齢・性別集計表

年 齢 内 訳	計	男	女	総人口に占める割合
60歳以上	1,925	974	951	5.9%
65歳以上	1,795	868	927	5.5%
70歳以上	2,119	986	1,133	6.5%
75歳以上	2,272	1,012	1,260	7.0%
80歳以上	1,709	687	1,022	5.2%
85歳以上	1,026	345	681	3.1%
90歳以上	577	147	430	1.7%
95歳以上	222	38	184	0.6%

(総人口 32,409人)

(100歳以上 25人)

4. 高齢者の状況

(各年4月1日現在)

項 目	総 人 口 (人)	65 歳以上 人 口 (人)	老 齡 人 口 比 率 (%)	75 歳以上 人 口 (人)	後 期 高 齡 人 口 比 率 (人)	ひとり暮らし 高 齢 者 登 録 者 数 (人)
平成 10 年	33,316	6,315	19.0	2,670	8.0	318
15 年	34,208	7,154	20.9	3,248	9.5	284
20 年	33,900	7,875	23.2	3,878	11.4	300
25 年	33,818	8,781	26.0	4,393	13.0	313
26 年	33,668	9,077	27.0	4,399	13.1	313
27 年	33,559	9,336	27.8	4,508	13.4	310
28 年	33,450	9,528	28.5	4,594	13.7	313
29 年	33,388	9,656	28.9	4,765	14.3	297
30 年	33,288	9,722	29.2	4,838	14.5	301
令和元年	33,236	9,779	29.4	4,983	15.0	309
2 年	33,168	9,823	29.6	5,096	15.4	309
3 年	33,028	9,849	29.8	5,061	15.3	289
4 年	32,996	9,898	30.0	5,244	15.9	301
5 年	32,863	9,821	29.9	5,484	16.7	301
6 年	32,654	9,792	30.0	5,660	17.3	
7 年	32,409	9,720	30.0	5,806	17.9	

5. 単位老人クラブ加入状況

(R7.4.1現在 単位：人)

地 区 名	単 位 老 人 ク ラ ブ ( 補 助 対 象 )	
	ク ラ ブ 数	会 員 数
滑 川 東	5	214
滑 川 西	7	434
浜 加 積	6	413
早 月 加 積	10	738
北 加 積	3	215
東 加 積	4	271
中 加 積	4	253
西 加 積	9	634
山 加 積	2	68
計	50	3,240



### Ⅲ 介護保険の充実

介護保険は、老後の安心を皆で支えあう制度です。

日本は、すでに世界最高水準の長寿社会であり、2030年には、65歳以上の高齢者が人口の3割を超え、寝たきりや認知症の高齢者が増える見込まれています。

家族や自分自身に介護が必要になっても、住みなれた地域や住まいで暮らし続けられるよう、必要なサービスを提供するために、平成12年度介護保険制度が施行されました。

介護保険制度は、お住まいの市町村等が保険者となって運営し、介護サービスに係る費用は、約5割が40歳以上の方々の保険料、残り約5割が公費（税金）で負担しています。

介護や介護予防が必要と認定された際には、利用料（原則としてサービス費用額の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割））の自己負担で介護保険のサービスを利用できる仕組みになっています。

# A 施策制度

## 1. 居宅サービスの種類と内容

### (1) 訪問介護

対象者：要介護1以上の認定を受けた方

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問して、入浴、排泄、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事を行うサービスです。

### (2) (介護予防) 訪問入浴介護

対象者：要介護（支援）認定を受けた方

自宅の浴槽での入浴が困難な方のため、寝たまま入浴できる浴槽などを持ち込み、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスです。

### (3) (介護予防) 訪問看護

対象者：要介護（支援）認定を受けた方

看護師などが利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスです。

### (4) (介護予防) 訪問リハビリテーション

対象者：要介護（支援）認定を受けた方

理学療法士や作業療法士などが利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

### (5) (介護予防) 居宅療養管理指導

対象者：要介護（支援）認定を受けた方

在宅で療養していて、通院が困難な方の居宅に医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、療養上の管理や指導、助言などを行うサービスです。

### (6) 通所介護

対象者：要介護1以上の認定を受けた方

日中、デイサービスセンターに通い、食事、入浴、その他必要な日常生活上の支援や生活機能訓練が受けられるサービスです。

### (7) (介護予防) 通所リハビリテーション

対象者：要介護（支援）認定を受けた方

介護老人保健施設や病院、診療所に通い、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けられるサービスです。

### (8) (介護予防) 短期入所生活介護・短期入所療養介護

対象者：要介護（支援）認定を受けた方

特別養護老人ホームや老人保健施設などに短期間入所し、入浴、排泄、食事などの介護や身体機能の維持・回復訓練などを受けられるサービスです。

### (9) (介護予防) 福祉用具貸与

対象者：要介護（支援）認定を受けた方

日常生活や介護に必要な福祉用具（手すり・スロープ・歩行器など）を借りることができます。（一部の福祉用具で貸与と購入を選択できます。）

※ 要支援1・2及び要介護1の方については、車いす、特殊寝台、体位変換器などは原則借りることはできません。

- (10) (介護予防) 特定施設入居者生活介護  
対象者：要介護（支援）認定を受けた方  
介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している方に、入浴、排泄、食事などの日常生活上の必要な支援を行います。
- (11) (介護予防) 福祉用具購入費の支給  
対象者：要介護（支援）認定を受けた方  
日常生活や介護に必要な福祉用具のうち、貸与になじまないもの（腰掛便座・入浴補助用具など）を購入した費用の一部を支給します。（一部の福祉用具で貸与と購入を選択できます。）
- (12) (介護予防) 住宅改修費の支給  
対象者：要介護（支援）認定を受けた方  
要介護者等が、自宅で生活する際に必要となる、手すりの取り付けや床段差の解消などの小規模な住宅改修費用の一部を支給します。
- (13) 高額介護サービス費の支給  
対象者：要介護（支援）認定を受けた方  
同じ月に利用した介護保険の自己負担の合計額が、自己負担の上限額（所得に応じて上限額が定められています。）を超えたときは、申請により、超えた分が払い戻される制度です。
- (14) 高額医療合算介護サービス費の支給  
対象者：要介護（支援）認定を受けた方  
世帯内で利用した1年間（毎年8月から7月まで）の医療保険と介護保険の自己負担の合計額が自己負担の上限額（所得に応じて上限額が定められています。）を超えたときは、申請により、超えた分が払い戻される制度です。
- (15) 特定入所者介護サービス費の支給  
対象者：要介護（支援）認定を受けた方  
介護保険施設での食費、居住費については、所得段階に応じてその自己負担の上限が設けられ、この限度額を超えた分は、介護保険から給付される制度です。

## 2. 地域密着型サービスの種類と内容

### (1) 地域密着型通所介護

対象者：要介護認定を受けた方

定員 18 人以下の小規模のデイサービスセンターに通い、食事、入浴、その他必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを受けられます。

施設名	事業・経営主体	所在地	定員
デイサービスお達者くらぶ中新	有限会社 お達者くらぶ	中新 1302	18 人
デイサービスほがらか	特定非営利活動法人 ほがらか	下島 143-3	10 人
デイサービスらくらく	株式会社 桜寿会	追分 3342-1	10 人
デイサービスたんぼぼ	社会福祉法人滑川市社会福祉協議会	常盤町 181-43	10 人
デイサービスあったかホーム	社会福祉法人滑川市社会福祉協議会	中川原 134	18 人
デイサービスまたこられ〜	一般社団法人 富山型デイサービス またこられ〜	横道 3418	10 人

### (2) (介護予防) 認知症対応型通所介護

対象者：認知症の症状がある要介護（支援）認定を受けた方

デイサービスセンターで、入浴、排泄、食事などの介護や生活などに関する相談、健康状態の確認、機能訓練などを受けられます。

施設名	事業・経営主体	所在地	定員
ほたるの里「アルプス ラ・ガーレ」	社会福祉法人 福梅会	下梅沢 402-1	12 人

### (3) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

対象者：要介護（支援）認定を受けた方

通いによるサービスを中心に、訪問や宿泊サービスを組み合わせ、入浴、排泄、食事などの介護や機能訓練などを行います。

施設名	事業・経営主体	所在地	定員
あいのかぜ	社会福祉法人 廣和会	高塚 866-12	25 人
ふれあいほーむ “なめりかわ一休庵”	株式会社 一休庵	沖田新 538	29 人

### (4) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

対象者：認知症の症状がある要介護認定を受けた方

共同で生活を送る住居において、食事、入浴、排泄などの介護や身体機能の維持・回復訓練などを行います。

施設名	事業・経営主体	所在地	定員
粹交舎滑川	社会福祉法人 周山会	野町 1687-5	9 人
ほたるの里	社会福祉法人 福梅会	下梅沢 424	9 人
沖田金さん銀さん	NPO 法人 生活支援センターアットホーム新川	沖田新 41	9 人
柳原金さん銀さん	NPO 法人 生活支援センターアットホーム新川	柳原 33-1	9 人
滑川グループホームそよ風	株式会社 SOYOKAZE	上小泉 1491-5	18 人

### 3. 施設サービスの種類と内容

#### (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

対象者：常時介護が必要で在宅生活が困難な方（原則として要介護3以上の認定を受けた方）

日常生活上必要な介護、身体機能の維持・回復訓練などを受けることができる施設です。

施設名	事業・経営主体	所在地	定員
清寿荘	社会福祉法人 清寿会	赤浜 573-1	80 人
カモメ荘	社会福祉法人 廣和会	吉浦 13	82 人

#### (2) 介護老人保健施設

対象者：入院治療する必要はないが、リハビリテーションや看護・介護を必要とする方（要介護1以上の認定を受けた方）

医学的管理のもとで、介護や看護、リハビリテーションを中心としたサービスを受けることができる施設です。

施設名	事業・経営主体	所在地	定員
なごみ苑	社会福祉法人 周山会	野町 1686	110 人

#### (3) 介護医療院

対象者：長期療養が必要な方（要介護1以上の認定を受けた方）

日常生活における介護のほか、医療や看護等を一体的に受けることができる施設です。

施設名	事業・経営主体	所在地	定員
吉見病院	医療法人社団 秀林会	清水町 3-25	18 人

### 4. 地域支援事業の内容

高齢者が、要支援・要介護状態になることを予防するための支援や、寝たきりなどの要介護状態に陥った場合でも、できる限り住み慣れた地域や自宅での生活を続けていけるよう必要な支援を行います。

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業（平成29年度～）

##### ① 介護予防・生活支援総合事業〈要支援1・2、事業対象者の人が利用できるサービス〉

##### ア 訪問型サービス

・介護予防訪問型サービス…介護予防訪問介護のサービスを基準とし、ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や着替え、排泄、更衣、整容

などの身体介護、掃除や洗濯、調理、買い物などの生活援助を行います。

・訪問型サービスA…介護予防訪問介護のサービスの人員要件などを緩和したサービスで、掃除や洗濯、調理、買い物などの生活援助を行います。

イ 通所型サービス

・介護予防通所型サービス…介護予防通所介護のサービスを基準とし、生活機能向上のための機能訓練、レクリエーション、入浴などのサービスを提供します。

・通所型サービスA…介護予防通所介護のサービスの人員要件などを緩和したサービスで、運動器の機能向上や認知機能の低下を予防するサービスを提供します。

ウ 介護予防ケアマネジメント事業

できる限り介護が必要とならないように、総合的かつ効果的な支援計画の作成、サービスの調整、計画の評価を行い適切な介護予防支援に努めます。

② 一般介護予防事業（65歳以上のすべての人が利用できるサービス）

ア 介護予防把握事業

市内高齢者に介護予防アンケートを実施。リスクの高い方を訪問し、要介護状態にならないよう適切な支援を行います。また、アンケート未返信者等の状況を調査し、潜在している支援が必要な方の把握を行います。

イ 介護予防普及啓発事業

全高齢者を対象に、介護予防についての基本的な知識を普及啓発するため、介護予防教室等を実施します。

ウ 地域介護予防活動支援事業

高齢者の健康づくりや生きがいづくりを実施する健康教室等の介護予防活動を支援します。また、地域住民が中心に運営する「住民主体の通いの場（ふれあいサロン含む）」の活動を支援します。

エ 地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体の通いの場や在宅に、専門職が訪問し、住民に対し、介護予防に関する技術的助言を行います。

(2) 包括的支援事業および任意事業

① 包括的支援事業

ア 総合相談事業

心配ごとや介護の悩みなど、相談内容に応じて適切なサービスが受けられるよう、関係機関と連携し解決のお手伝いをします。

また、休日相談窓口を月1回開設することで、地域包括支援センターの相談機能強化を図り、相談しやすい体制を整えます。

イ 権利擁護事業

成年後見制度の申立手続の支援、高齢者虐待の早期発見・対応・防止など、高齢者の権利擁護について、関係機関と連携し解決を図ります。令和5年4月より「成年後見サポートセンター」を設置しました。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域のケアマネジャーが、円滑に仕事ができるよう支援や指導を行います。また、より暮らしやすい地域にするため、地域包括ケアを支える人材の育成お

よび様々な関係機関とのネットワークの構築を図ります。

② 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療推進協議会等における会議・研修会等の開催により、在宅医療・介護連携を推進するための体制整備等の充実を図ります。

③ 生活支援体制整備事業

地域住民およびボランティア等、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。

④ 認知症総合支援事業

認知症高齢者とその家族が、安心して生活を送ることができるよう認知症に関する知識の普及や認知症高齢者の早期発見・早期対応の体制整備および相談体制の充実を図ります。

⑤ 地域ケア会議推進事業

支援困難な高齢者や家族に関して、地域の関係者で情報共有をはかり、支援体制を構築します。また、介護予防のための個別ケア会議を行い、多職種が協働して、個別ケースの支援内容を検討することで、自立に資するケアマネジメント、自立支援の促進、生活の質の向上を目指します。

検討の中から、地域に共通した課題を発見し、地域づくりにつなげていきます。

⑥ 介護給付等費用適正化事業

ア 要介護認定の適正化

利用者の心身の状況に応じた適正な調査・認定を行うため、認定調査員の資質向上を目的に研修会へ参加するとともに保険者による適正な審査会運営を行います。

イ 住宅改修の点検

改修工事の施工前に事前申請をしていただくことで、利用者の実情に合った適正な改修かどうかを確認します。

ウ 医療情報との突合・縦覧点検

富山県国民健康保険団体連合会から提供されるデータ等を活用し、介護サービス等の整合性の点検を行い、給付の適正化を図ります。

⑦ 家族介護支援事業

ア 家族介護支援事業

高齢者を介護する家族の精神的、経済的負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活の継続と向上に努めます。

イ 認知症高齢者見守り事業

徘徊のおそれのある認知症高齢者を地域の協力を得て、早期に発見できるよう関係機関との連携体制を構築し、高齢者の安全と家族等への支援を図ります。

ウ 家族介護継続支援事業

・介護用品支給事業

要介護3・4・5のいずれかに認定された在宅高齢者を介護している同居家族に対して、介護用品（紙おむつ、尿取りパット）を購入した経費の一部を助成することにより、家族の経済的負担を軽減します。（別居の場合も同様の制度があります。）

・家族介護者交流事業

認知症高齢者等を介護する者の交流機会をつくり、介護者の悩みや不安などに対して相談支援等を行うことで、精神的負担の軽減を図ることを目的に「おれんじカフェ」を開催します。（(同)たかぎ、(社)清寿会に委託）

・家族介護慰労事業

寝たきりの状態にある要介護4または5と認定された住民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険のサービスを受けなかった方を現に介護している同一世帯の家族に、慰労金を支給します。

慰労金額 年額 100,000 円

・在宅福祉介護手当支給事業

要介護4または5と認定された高齢者等を在宅で常時介護している同一世帯の方に対し支給します。

手当額 月額 4,000 円

支給月 10月・4月

⑧ その他の事業

ア 高齢者配食サービス事業

食事の調理が困難で見守りが必要な高齢者世帯等に対して、実態把握・アセスメントを行ったうえで、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否の確認を行います。

イ 介護相談員派遣事業

介護サービス提供の場へ介護相談員を派遣し、利用者の状況確認や、利用者との話し合いの中から、適切なサービスがなされているかを検証するなど、介護サービスの質の向上を図ります。

## B 資料

### 1. 第1号被保険者数

(R 7. 9. 30 現在 単位：人)

第1号被保険者	9,759
65歳以上75歳未満	3,842
75歳以上	5,917

※外国人被保険者・住所地特例被保険者含む

### 2. 要介護・要支援認定者数

(R 7. 9. 30 現在 単位：人)

被保険者 区分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第1号 被保険者	228	268	392	323	235	233	169	1,848
第2号 被保険者	1	7	6	9	2	6	9	40
計	229	275	398	332	237	239	178	1,888

※第2号被保険者：介護保険の対象となる病気が原因で介護認定を受けた40～64歳の方

### 3. 居宅サービスの利用上限額

(R 7. 10. 1 現在 単位：円)

要介護度	居宅サービス費 (月額)	福祉用具購入費 (1年度につき)	住宅改修費 (原則1回限り)
要支援1	50,320	要介護状態区分によらず、 10万円を上限として 7割～9割を支給	要介護状態区分によらず、 20万円を上限として 7割～9割を支給
要支援2	105,310		
要介護1	167,650		
要介護2	197,050		
要介護3	270,480		
要介護4	309,380		
要介護5	362,170		

滑川市内の介護保険関連事業者等一覧

(R 7. 10. 1 現在)

区 分	名 称	所 在 地	電話番号	
地域包括支援センター	滑川市地域包括支援センター	寺家町 104	476-9400	
老人介護支援センター	カモメ荘在宅介護支援センター	吉浦 13	476-5200	
	清寿荘在宅介護支援センター	赤浜 573-1	475-9200	
指定居宅介護支援事業者	カモメ荘在宅介護支援センター	吉浦 13	476-5200	
	清寿荘在宅介護支援センター	赤浜 573-1	475-9200	
	なごみいきいきセンター	野町 1686	475-8891	
	滑川市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	寺家町 104	475-7071	
	ほたるの里介護支援ステーション	下梅沢 424	476-2166	
	よろこび滑川ケアセンター	瀬羽町 1874-5	476-5771	
	居宅介護支援事業所むゆうじゅ	吾妻町 426-31	476-0114	
	居宅介護支援事業所結	下小泉町 337-8	482-3944	
	R I N G S居宅介護支援事業所	菰原 57-1 ツツミハイツA棟 102号室	090-8967 -5369	
訪問サービス	訪問介護 訪問型サービス	滑川市社会福祉協議会 ホームヘルパーステーション	寺家町 104	476-1500
		よろこび滑川ケアセンター	瀬羽町 1874-5	476-5771
		ヘルパーステーションむゆうじゅ	上小泉 278-1	476-0114
		訪問介護ステーションー会	田中町 154	411-9706
		ヘルパーステーション想心	沖田新 212-3 スプリング・クラブテ ナント 2	482-3212
	訪問型サービスA	滑川市シルバー人材センター	上小泉 1842-1	475-7585
	訪問入浴介護	訪問入浴サービス Piece&Peace	大町 1786-4	471-6692
	訪問看護	滑川市医師会訪問看護ステーション	寺家町 104	476-1122
		厚生連滑川訪問看護ステーション	常盤町 119	475-4688
		訪問看護ステーションむゆうじゅ	吾妻町 426-31	476-0114
	訪問リハビリテーション	なごみ苑訪問リハビリテーション	野町 1686	475-8888
		吉見病院	清水町 3-25	475-0861 (475-3332)

区 分		名 称	所 在 地	電話番号
通所サービス	通所介護 通所型サービス	高野接骨院デイサービス「柔々」	常盤町 667	475-7608
		高野接骨院デイサービス きらきら	魚躬 202-1	476-0866
		デイサービス 滑川倶楽部	中野島 2763	471-8015
		デイサービスセンターシンシア	大崎野 207	474-8050
		デイサービス ほたるの里	下梅沢 424	476-2166
		滑川市老人デイサービスセンター カモメ荘	吉浦 13	476-5666
		滑川市老人デイサービスセンター 清寿荘	赤浜 573-1	475-3600
		いきいき元気クラブ滑川	魚躬 107	407-4080
	通所型サービスA	おおた接骨院	菰原 199-1	476-5267
		デイサービス アンジュ	吾妻町 426-31	475-6501
		わいわいルーム	寺家町 104	475-7000
	通所リハビリテーション	老人保健施設 なごみ苑	野町 1686	475-8888
		吉見病院	清水町 3-25	475-0861 (475-3332)
地域密着型 サービス	地域密着型通所介護	デイサービス お達者くらぶ中新	中新 1302	475-6876
		デイサービス たんぼぼ	常盤町 181-43	475-6288
		デイサービス ほがらか	下島 143-3	471-5657
		デイサービス らくらく	追分 3342-1	477-2588
		デイサービス あったかホーム	中川原 134	471-5608
		富山型デイサービス またこられ～	横道 3418	471-5125
	認知症対応型通所介護	ほたるの里「アルプス ラ・ガーレ」	下梅沢 402-1	482-4123
	小規模多機能型居宅介護	あいのかぜ	高塚 866-12	475-0008
		ふれあいほーむ “なめりかわ一休庵”	沖田新 538	475-5919
	認知症対応型共同生活介護	グループホーム 沖田金さん銀さん	沖田新 41	476-5367
		グループホーム 粹交舎滑川	野町 1687-5	476-5633
		グループホーム ほたるの里	下梅沢 424	476-21662
		グループホーム 柳原金さん銀さん	柳原 33-1	476-6411
		滑川グループホームそよ風	上小泉 1491-5	475-3615

区 分		名 称	所 在 地	電話番号
サ 施 ー 服 ビ 設 ス	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム カモメ荘	吉浦 13	476-5666
		特別養護老人ホーム 清寿荘	赤浜 573-1	475-3600
	介護老人保健施設	老人保健施設 なごみ苑	野町 1686	475-8888
	介護医療院	吉見病院	清水町 3-25	475-0861 (475-3332)
サ 短 ー 期 ビ 入 ス 所	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム カモメ荘	吉浦 13	476-5666
		特別養護老人ホーム 清寿荘	赤浜 573-1	475-3600
	短期入所療養介護	老人保健施設 なごみ苑	野町 1686	475-8888
		吉見病院	清水町 3-25	475-0861 (475-3332)
福祉用具貸与/ 特定福祉用具販売		有限会社 ハウズケアトナミ	道寺 22	474-8777
		株式会社 北陸ケアサポート	菰原 65-1	411-6513

#### 滑川市内の介護保険対象外施設一覧

(R 7 . 10 . 1 現在)

区 分	名 称	所 在 地	電話番号
生活支援ハウス	ほたるの里	下梅沢 424	476-2166
軽費老人ホーム (ケアハウス)	かづみの里	上小泉 36-8	476-6543
有料老人ホーム	しんせい滑川	柳原 57-10	471-7152
	しんせいひかりの里	柳原 57-1	476-1101
	しんせいそよ風	沖田新 85	476-1191
	フルケア滑川	上小泉 55-6	476-1700
サービス付き高齢者向け 住宅	さーびすあばーと “花菖蒲”	沖田新 538	475-5919
	となりのアンジュ	上小泉 278-1	475-1165
	早月の郷	田中町 154	411-9705
	ナーシングケアホームぼっぼ	柳原 57-3	481-7770
	ルピナスなめりかわ	野町 1687-1	481-7220



## IV 障がい者福祉の推進

障がい者福祉の推進にあたっては、身体障害者福祉法や児童福祉法などの各法が定める援護の実施や障害者総合支援法に基づく日常生活・社会生活の総合的な支援を通じ、障がい者の社会参加の機会を確保し、障がいの有無によって分け隔てられることがなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

その一環として、平成 29 年 3 月には、ろう者や手話への理解の促進と手話の普及を目的に「滑川市手話言語条例」を制定するなど、地域の実情に応じた施策に取り組んでいます。

引き続き、総合計画や地域福祉計画など関連する計画と連携を図りながら、障害者福祉計画に基づき、各種の支援を総合的かつ計画的に実施されるよう努めることとしています。

# A 施策制度

## 1. 障害者手帳

### (1) 身体障害者手帳

#### ① 身体障害者手帳とは

身体障害者手帳は、身体に一定の程度以上の永続する障がいがある方に対して、日常生活を送るための各種の支援を受けやすくすることを目的として交付されます。

#### ② 障がいの範囲・程度

別表（資料1）のとおり

#### ③ 手帳交付の手続

→ 市福祉事務所（福祉課）に申請（※） → 富山県障害者相談センターが判定 → 市福祉事務所から手帳を交付

※申請時に必要なもの

- ①身体障害者手帳申請書
- ②指定を受けた医師（資料2）が記載した診断書
- ③写真（たて4cm×よこ3cm）

#### ④ 有効期間

手帳に有効期間はありません。ただし、新たな障がいが生じた場合や、障がいの程度が変わったと思われる場合は、随時、障がい名の追加や程度の変更の申請をすることができます。

### (2) 療育手帳

#### ① 療育手帳とは

療育手帳は、知的障がいがある方に対して、一貫した指導や相談などが行われ、日常生活を送るための各種の支援を受けやすくすることを目的として交付されます。

#### ② 障がいの程度

等級	程度
A	知能指数がおおむね 35 以下で、日常生活に常時介護を要し、次のいずれかに該当する者（児） ア食事、着脱衣、排泄および洗面などの日常生活の介護を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であること。 イ頻繁なてんかん様発作、または失禁・異食・興奮・多寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とするものであること。 ウ盲、ろうあ、肢体不自由で身体障害者福祉法に基づく障がい等級が1級、2級、3級に該当する場合で、知能指数がおおむね 50 以下の者（児）であること。
B	知能指数が 75 以下で、上記以外の者（児）

③ 手帳交付の手続

→ 市福祉事務所（福祉課）に申請、面談（※） → 富山県障害者相談センター（18歳未満のときは児童相談所）が判定 → 市福祉事務所から手帳を交付

※申請時に必要なもの

- ①療育手帳交付申請書
- ②写真（たて4cm×よこ3cm）

(3) 精神障害者保健福祉手帳

① 精神障害者保健福祉手帳とは

精神障害者保健福祉手帳は、精神の疾患（知的障がいを除く。）がある方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に対して、日常生活を送るための各種の支援を受けやすくすることを目的として交付されます。

② 障がいの程度

障害年金の等級に準じており、概ね下表のとおりです。

等級	程度
1級	精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者（児）
2級	精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の者（児）
3級	精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度の者（児）

③ 手帳交付の手続

→ 福祉課に申請（※） → （富山県中部厚生センター経由） → 富山県心の健康センターが判定 → 福祉課から手帳を交付

※申請時に必要なもの

- ア 診断書による申請の場合
  - ① 精神障害者保健福祉手帳申請書（指定を受けた医師の診断書欄の記載要）
  - ② 写真（たて4cm×よこ3cm）
- イ 年金証書などによる申請の場合（精神障がいによる障害年金受給者のみ）
  - ① 精神障害者保健福祉手帳申請書（指定を受けた医師の診断書欄の記載不要）
  - ② 年金証書、直近の年金振込通知書又は年金支払通知書の写し
  - ③ 年金支給機関への照会の同意書
  - ④ 写真（たて4cm×よこ3cm）

④ 有効期間

2年間です。ただし、障がいの程度が変わったと思われる場合は、随時、障害等級変更の申請をすることができます。有効期限が切れる3ヶ月前から更新申請が可能です。

## 2. 障害福祉サービス等

障がいのある方が利用できる居宅・施設サービスは、主に入浴・排せつ・食事等の介護の支援を受ける「介護給付」、主に日常生活や就労のための訓練等の支援を受ける「訓練等給付」、障がいのある子どもが、身近な地域で年齢や障がい特性に応じた専門的な支援を受ける「児童通所給付」に分けられます。

サービスの利用内容を決める際は、利用者のご希望とあわせて障がいの程度や社会活動、介護者・居住等の状況といった勘案すべき事項を踏まえることになります。

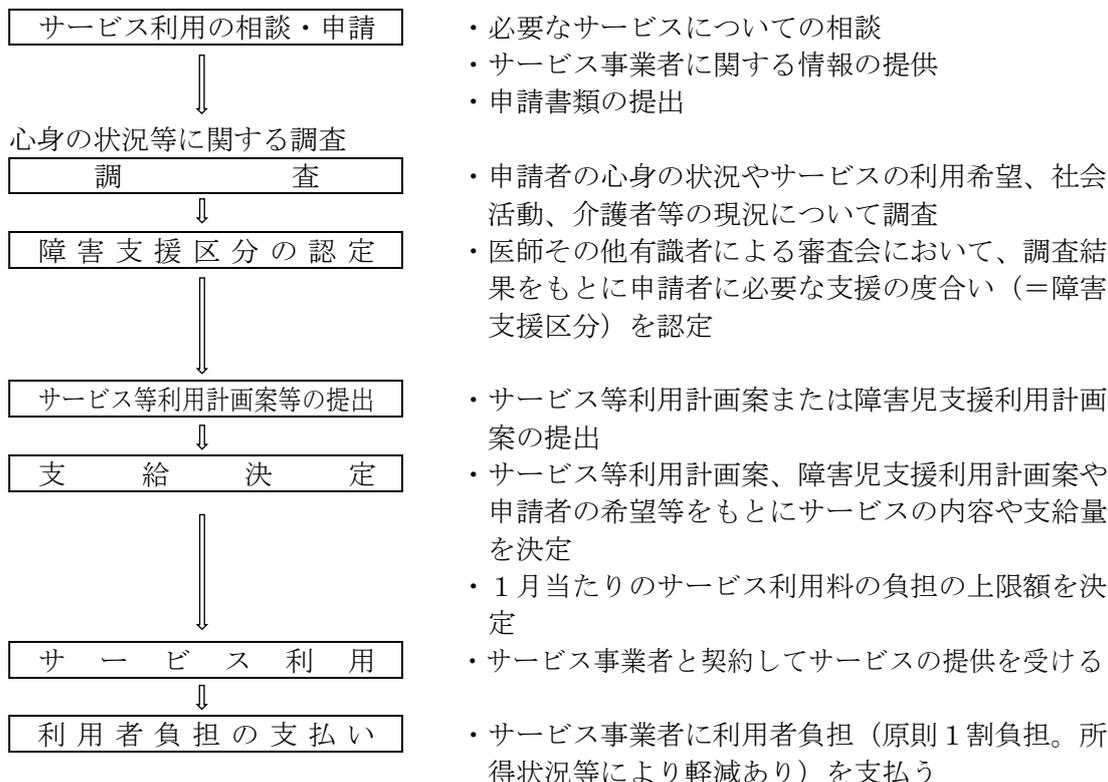
### (1) サービス体系

	サービス種類	内 容
障害福祉サービス (介護給付)	居宅介護(ホームヘルプ)	居宅等で、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい者、重度の精神障がい者であって、常に介護を必要とする方に、居宅等で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	行動上著しい困難を有する方が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出時における移動支援を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常時介護を必要とする方に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、レクリエーション活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援(障害者支援施設での夜間ケア等)	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
障害福祉サービス (訓練等給付)	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般企業等へ就職した方に、就労に伴う生活面の課題の把握・解決を通じて、就労の継続を図るために必要な連絡調整や指導、助言を行います。
	就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるように本人の希望・就労能力や適性等に合った選択を支援します。

	サービス種類	内容
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力向上のために必要な訓練を行います。
障害福祉サービス (訓練等給付)	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	施設やグループホーム等からひとり暮らしを始める障がい者に、定期的な訪問や随時の対応により、ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために支援を行います。
障害福祉サービス (相談支援)	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者または精神病院に入院している精神障がい者に、居住の確保など地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。
	地域定着支援	単身等で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がい者の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行います。
	計画相談支援	サービス利用計画等を作成するサービス利用支援、サービス利用計画やサービス利用状況が適当か検証するモニタリング等を行う継続サービス利用支援を行います。
障害福祉サービス (児童通所給付)	児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難で、通所により児童発達支援を利用できない障がい児に、居宅を訪問し発達支援を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
	障害児相談支援	サービス利用計画等を作成するサービス利用支援、サービス利用計画やサービス利用状況が適当か検証するモニタリング等を行う継続サービス利用支援を行います。
	日中一時支援	日中における活動の場を確保するとともに、一時的な休息のための一時預りを行います。

地域生活 支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
	訪問入浴サービス	自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の支援を行います。
	地域活動支援センター	レクリエーション活動や生産活動の機会のほか、地域社会との交流の場を提供します。

(2) 申請から利用までの流れ



(3) 利用者負担額

サービス利用料のうち1割分は利用者が負担します。ただし、1月当たりの利用者の負担が大きくなりすぎないように、住民税の課税状況や収入の状況に応じて、1月当たりの負担額の上限額が設定されています。

区 分	対象者（※）	1月当たりの負担上限額
一 般 2	市町村民税課税世帯 (一般1に該当する者を除く。)	37,200円
一 般 1	市町村民税課税世帯(所得割16万円(障がい児にあつては28万円)未満の方に限り、20歳以上の施設等入所者を除く。)	<b>【施設等入所者以外】</b> 障がい者 9,300円 障がい児 4,600円 <b>【20歳未満の施設等入所者】</b> 9,300円
低 所 得	市町村民税非課税世帯	0円
生 活 保 護	生活保護世帯	

※ 「世帯」とは、原則として、障がい者の場合は「障がい者本人とその配偶者」を、障がい児の場合は「障がい児の保護者の属する住民基本台帳での世帯」をいいます。

就学前の障害児の発達支援の無償化について

【対象となる期間】 満3歳になって初めての4月1日から3年間

【対象となるサービス】 ・児童発達支援  
・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援

### 3. 市内の障害福祉サービス等提供事業者一覧（令和7年10月現在）

#### （1）障害福祉サービス等事業所

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	提 供 す る サ ー ビ ス
滑川市社会福祉協議会	滑川市寺家町 104	076-475-7000	076-475-9671	基準該当居宅介護
よろこび滑川ケアセンター	滑川市瀬羽町 1784-5	076-476-5771	076-476-5772	居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、移動支援
特別養護老人ホーム 清寿荘	滑川市赤浜 573-1	076-475-3600	076-475-3959	短期入所
デイサービス あったかホーム	滑川市中川原 134	076-471-5608	076-471-5605	生活介護、 放課後等デイサービス
つつじ苑	滑川市上小泉 412-2	076-475-9261	076-475-2280	生活介護、就労継続支援 B 型、 放課後等デイサービス、日中 一時支援
つくしの家滑川	滑川市北野 1081	076-477-2727	076-477-2828	生活介護、児童発達支援、 放課後等デイサービス
あすなる滑川	滑川市野町 1656	076-475-8095	076-475-8095	就労継続支援 B 型
あすなる倶楽部	滑川市北野 905	076-471-6105	076-471-6108	就労継続支援 B 型
れいんぼーめぐり滑川分所	滑川市上小泉 1138-1	076-471-7291	076-471-7291	就労継続支援 B 型
ほまれの家 滑川店	滑川市常盤町17-1	076-464-6881	076-482-3360	就労継続支援 A 型
はなみずき	滑川市野町1656-1	076-411-9229	076-411-9229	共同生活援助
児童発達支援・放課後等デ イサービスほっぷ・すてっ ぷ滑川	滑川市田中新町 97 サンワビル	076-475-6876	076-411-8201	児童発達支援 放課後等デイサービス
滑川市老人デイサービスセ ンター清寿荘	滑川市赤浜 573-1	076-475-3600	076-475-3959	基準該当生活介護、 基準該当児童発達支援、基準 該当放課後等デイサービス
滑川市老人デイサービスセ ンターカモメ荘	滑川市吉浦 13	076-476-5666	076-476-2588	基準該当生活介護、 基準該当児童発達支援、基準 該当放課後等デイサービス
高野接骨院デイサービス 「きらきら」	滑川市魚躬 202-1	076-476-0866	076-476-0889	基準該当生活介護
デイサービスほがらか	滑川市下島 143-3	076-471-5657	076-471-5657	基準該当生活介護、 基準該当児童発達支援、基準 該当放課後等デイサービス・ 日中一時支援
デイサービスまたこられ～	滑川市横道 3418	076-471-5125	076-471-5125	基準該当生活介護 基準該当児童発達支援、基準 該当放課後等デイサービス・ 日中一時支援
株式会社 Piece&Peace	滑川市大町1786-4	076-471-6692	076-471-6691	訪問入浴サービス

※ 上記のほか、市外の事業所もご利用になれます。障害福祉サービス等事業所に関するお問い合わせは、市福祉課または相談支援事業所まで

#### （2）相談支援事業所（滑川・中新川地域）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
新川会地域生活相談室	上市町稗田 1-32	076-413-7135	076-472-5391
地域生活支援センター自然房	上市町柳町 23	076-473-1644	076-473-1766
相談支援事業所エール	滑川市常盤町 181-17 ショッピング センターエール 2 階	070-2283-0736	076-471-7967
相談支援事業所 Ciel	滑川市上小泉 2685-1	076-411-7661	076-411-7686

※ 上記のほか、滑川・中新川地域外の事業所もご利用になれます。相談支援事業所に関するお問い合わせは、市福祉課まで

#### （3）地域活動支援センター（滑川・中新川地域）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
地域生活支援センター自然房	上市町柳町 23	076-473-1644	076-473-1766

#### 4. 各種の手当

##### (1) 特別障害者手当等

(令和7年4月1日現在)

	特別障害者手当	障害児福祉手当
年 齢	20 歳以上	20 歳未満
手 当 額	月額 29,590 円	月額 16,100 円
支給対象	精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、在宅での日常生活において常時特別の介護を必要とする方（施設入所者および3か月以上入院中の方は非該当）	精神または身体に重度の障がいがあるため、在宅での日常生活において常時介護を必要とする方（施設入所者は非該当）
	本人または、配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定額を超えるときは、その年の8月分から翌年の7月分まで1年間支給を停止します。	

##### (2) 特別児童扶養手当（国の制度 昭和46年創設）

精神または身体に中程度以上の障がいのある20歳未満のお子さんを養育している方に支給されます。

1級（重度障害児） 月額 56,800 円

2級（中度障害児） 月額 37,830 円

##### (3) 心身障害者年金

義務教育を修了した方を対象とし、次の区分により支給します。ただし、特別障害者手当受給者や施設入所者、長期入院者等は除きます。

区 分	年 金 額
身体障害者手帳1級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の方	12,500 円
身体障害者手帳2級または精神障害者保健福祉手帳2級の方	10,500 円
身体障害者手帳3級、療育手帳Bまたは精神障害者保健福祉手帳3級の方	9,300 円

※ 市内に1年以上引き続き居住していること。

##### (4) 心身障害児童年金

3歳以上義務教育修了までのお子さんを対象とし、次の区分により保護者に支給します。ただし、特別児童扶養手当受給者や施設入所者、長期入院者等は除きます。

区 分	年 金 額
身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1・2級の方	14,500 円
身体障害者手帳が3～5級、療育手帳Bまたは精神障害者保健福祉手帳3級の方	12,000 円

※ 市内に1年以上引き続き居住していること。

#### 5. 障害年金制度 問い合わせ先…市民課市民係

障害年金は、病気やけがによって日常生活に著しい制限を受けたときや、就労が困難になった状態（障がい）のときに支給されます。

##### (1) 障害基礎年金

国民年金の被保険者期間、または20歳前もしくは日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間に初診日のある傷病によって、障害認定日において国民年金法の障害等級1級または2級の障害の状態にある場合は障害基礎年金を受給できます。ただし、初診日前に国民年金を納めなければならない期間がある場合は、一定の保険料納付要件を満たしている必要があります。

ア 支給月 2・4・6・8・10・12月

イ 支給額 ※昭和31年4月1日以前生まれの方

・障害等級1級…月額86,635円（86,385円※）

・障害等級2級…月額69,308円（69,108円※）

(2) 障害年金生活者支援給付金

障害基礎年金の受給者で、前年の所得が一定以下の方に支給されます。

ア 支給月 2・4・6・8・10・12月

イ 支給額

・障害等級1級…月額6,813円

・障害等級2級…月額5,450円

(3) 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金等を受けられなかった方に対して支給されます。

ア 対象者

・平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生

・昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象者であった厚生年金・共済組合の加入者だった方の配偶者であって、国民年金に任意加入していなかった期間中に初診日があり、現在、障害基礎年金の1、2級の障がいの程度にある方

イ 支給額

・障害等級1級に該当する方…月額56,850円

・障害等級2級に該当する方…月額45,480円

(4) 障害厚生年金

障害厚生年金は、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病で、障害基礎年金に該当する障がい（1級、2級）が生じたときに支給されます。

ただし、障害基礎年金に該当しない程度の障がいでも、厚生年金保険の障害等級表に該当するときは、独自の障害厚生年金（3級）や障害手当金（一時金）が支給されます。

障害厚生年金については、年金事務所におたずねください。

その他、国民年金の給付には、一定の年齢になったときに支給される老齢年金、生計を維持していた親族が亡くなったときに支給される未支給年金や遺族年金等があります。

また、一定の所得以下の各年金の受給者に、生活の支援を図ることを目的として支給される老齢年金生活者支援給付金や遺族年金生活者支援給付金があります。

詳細は年金事務所におたずねください。

## 6. 共済制度

(1) 富山県心身障害者扶養共済制度（昭和45年創設）

① 制度の概要

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障がい）があったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

② 加入できる保護者の要件

障がいのある方（次の「障がいのある方の範囲」を参照してください。）を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）であって、次のすべての要件を満たしている方です。

ア 富山県内に住所があること。

イ 年齢が65歳未満であること。（加入年度の4月1日における年齢です。）

ウ 特別の疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。

エ 障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人です。

③ 障害のある方の範囲

次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方です。(年齢は問いません。)

ア 知的障がい

イ 身体障がい

身体障害者手帳を所持し、その障がいの程度が1級から3級までに該当する障がい

ウ 精神または身体に永続的にある障がいで、①または②と同程度の障がいと認められる方。たとえば、統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病などによるもの。

④ 月掛金

ア 掛金は、毎月定められた日までに払込んでいただきます。

イ 掛金は、加入者の加入時の年齢により、1口当たり次のとおりです。

(制度改正に伴って改訂されることがあります。)

月掛金

9,300円～23,300円(平成20年3月31日以前の加入者は5,600円～14,500円)

ウ 加入者が生活保護世帯や市町村民税非課税等の世帯に属する場合は、掛金の減免制度があります。

⑤ 年金の支給

ア 加入者が死亡したとき、または重度障がい者となったときは、その月から障がいのある方に対し、次の年金が支給されます。

イ 年金は、障がいのある方に生涯にわたって支給されます。

1口加入の方 月額 20,000円(年額 240,000円)

2口加入の方 月額 40,000円(年額 480,000円)

(2) 滑川市心身障害者扶養共済制度加入助成金交付(市単分 昭和56年創設)

富山県心身障害者扶養共済制度加入の低所得世帯に対し、1人1口月8,650円(ただし、平成20年3月31日以前の加入者は5,300円)を限度として助成金を交付します。

## 7. 医療費の軽減

(1) 自立支援医療について

自立支援医療制度は、治療によって障がいの除去・軽減について確実に効果が期待できる方に対してなされる医療について、公費を助成することによりその医療費の自己負担額を軽減する制度です。

◎対象者

更生医療：「身体障害者福祉法」に基づき身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方(18歳以上)

育成医療：身体に障がいを有するお子さんで、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方(18歳未満)

精神通院医療：精神障がいおよび精神障がいに起因して生じた病態に対して、入院しないで行われる医療を受ける方

◎対象となる主な障がいと治療例

肢体不自由…関節拘縮→人工関節置換術

視覚障がい…白内障→水晶体摘出術

内部障がい…心臓機能障害→弁置換術、ペースメーカー埋込術

腎臓機能障害→腎移植、人工透析

◎利用者負担

原則として、費用の1割が利用者負担となりますが、負担が過大なものにならないよう、所得や治療内容に応じて1月当たりの負担額の上限が設定されています。

◎申請の手続

所定の申請書に、医師の診断書、健康保険証の写し、所得確認の同意書等を添えて、福祉課に提出します。

※医療の内容により申請書の添付書類が異なります。

(2) 重度心身障がい者等の医療費助成について

① 65歳未満の重度心身障がい者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者）が医療を受けたとき、自己負担額が全額助成されます。（所得制限あり）

② 65歳以上70歳未満の軽度心身障がい者（身体障害者手帳4級の一部、5・6級、療育手帳Bの所持者）は、下記の自己負担額を控除した額が助成されます。（所得制限あり）

ア 一般所得、低所得Ⅰ・Ⅱの方…医療費の2割を自己負担

イ 現役並み所得の方…医療費の3割を自己負担

※自己負担限度額（月額）は下表のとおり

所得区分		外来（個人単位）A	外来＋入院（世帯単位）B
現役並み所得	課税所得 690万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% 【4回目以降 <sup>※1</sup> 140,100円】	
	課税所得 380万円以上	167,400円＋（医療費－558,000円）×1% 【4回目以降 <sup>※1</sup> 93,000円】	
	課税所得 145万円以上	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% 【4回目以降 <sup>※1</sup> 44,400円】	
	一般	18,000円 <sup>※2</sup>	57,600円 【4回目以降 <sup>※3</sup> 44,400円】
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 過去12か月以内に限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合。

※2 年間（8月～翌年7月）の限度額は144,000円（一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の外来の自己負担額の合計の限度額）。

※3 過去12か月以内にBの限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合。

◎所得区分について

- ・一般…現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の方。
- ・低所得者Ⅱ…住民税非課税世帯（低所得者Ⅰを除く。）
- ・低所得者Ⅰ…住民税非課税世帯で世帯員の各所得が必要経費、控除を差し引いたとき0円となる方（年金の所得は控除額を80万円として計算）。

- ③ 65 歳以上の重中度心身障がい者（身体障害者手帳 1～4 級の一部、療育手帳 A、障害年金 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の所持者）で、後期高齢者医療制度の加入者が医療を受けたとき、後期高齢者医療制度の一部負担金が助成されます。ただし、中度障がい者（身体障害者手帳 3 級および 4 級の一部、障害年金 2 級、精神障害者保健福祉手帳 2 級）で現役並みの所得の方は、医療費の 1 割分が自己負担となります。（所得制限あり）

## 8. 補装具・日常生活用具

### (1) 補装具費の支給について

身体障がい者および難病患者等の身体の失われた部分や障がいのある部分を補い、日常生活または職業活動を容易にするために購入（修理）する補装具に係る費用の支給を行っています。ただし、補装具の購入（修理）に係る費用の 1 割が利用者負担となりますが、負担が過大なものにならないよう、所得に応じて 1 月当たりの負担額の上限が設定されています。

※本人または世帯員のうち、最多収入者の市町村民税の所得割の課税額が 46 万円以上の場合、支給の対象となりません。

種目…義肢、装具、補聴器、車いす等

### (2) 日常生活用具の給付について

一定の障がい者および難病患者等と認められる方に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付および貸与を行っています。ただし、日常生活用具の給付および貸与に係る費用の 1 割が自己負担となります。（世帯の所得等に応じて、月額上限額が設定されます。）

※本人または世帯員のうち、最多収入者の市町村民税の所得割の課税額が 46 万円以上の場合、支給の対象となりません。

給付…特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具、頭部保護帽、ストマ装具等

### (3) 滑川市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助事業

滑川市内に住所を有し、両耳の聴力レベルが、30 デシベル以上 70 デシベル未満（ただし、指定の医療機関に属する医師が装用の必要を認めた場合は、30 デシベル未満についても対象とします。）であって障害者総合支援法の補装具費の支給の対象とならない 18 歳未満のお子さんの補聴器の購入（修理費を除く。）に係る費用の 2 / 3 までを助成します。

※本人または世帯員のうち、最多収入者の市町村民税の所得割の課税額が 46 万円以上の場合、支給の対象となりません。（18 歳以上のみ）

### (4) 滑川市加齢性難聴者補聴器購入費給付事業（令和 7 年 12 月現在）

滑川市内に住所を有し、両耳の聴力レベルが 40 デシベル超であって、身体障害者福祉法の規定による聴覚障害の身体障害者手帳の交付の対象とならない 45 歳以上の方の補聴器の購入費用に対して、1 / 2 まで（上限額 2 万円）を助成します。

※住民税が課税されている世帯の方は、給付の対象となりません。

## 9. 住宅の改修・自動車の改造など

### (1) 在宅重度障害者住宅改善事業

・既存の住宅の風呂・便所等の改善

身体障害者手帳1・2級を所持する肢体・視覚障がい者および内部障がい者で補装具の車いすの交付を受けている方

療育手帳Aを所持する方（世帯所得税287,500円以下）

・補助対象事業費 ○所得税非課税世帯（補助率10/10）90万円まで

○所得税287,500円以下の世帯（補助率2/3）60万円まで

介護保険・日常生活用具の住宅改修サービスを受けることのできる方は、介護保険・日常生活用具が優先され、その額が控除されます。

### (2) 自動車改造事業

就労等に伴い自ら自動車を所有し、運転する場合にその改造費の一部が助成されます。ただし、10万円を限度とします。（特別障害者手当の所得制限限度額を超える方は支給の対象となりません。）

### (3) 自動車操作訓練事業

自動車の運転免許を取得しようとする場合に、その教習料の一部が助成されます。ただし、10万円を限度とします。

## 10. 税その他の料金などの減免

### (1) 税金の減免

所得税、住民税、個人事業税、相続税、自動車税および自動車取得税について減免制度があります。（市税務課、県自動車税センター、税務署にご相談ください。）

### (2) 旅客運賃の割引

JR・地鉄電車・あいの風とやま鉄道・バス・タクシー・航空機の利用時に割引になります。（手帳の種類によって割引の対象が異なります。）

### (3) 有料道路通行料金

身体障害者手帳または療育手帳所持者が有料道路を利用すると料金が50%引きになります。（ETCによる割引もあります。）割引を受けるためには市福祉事務所への申請が必要です。

対象者	①本人自ら運転する場合	身体障害者手帳の交付を受けている方
	②介護者が運転する場合	JRの定める第1種身体障害者、または療育手帳Aの方
備考	障がい者1人につき1台。営業車両・軽トラックは除きます。	

### (4) NHK放送受信料の減免

#### ア 全額免除

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいずれかに該当する方が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合

#### イ 半額免除

世帯主が視覚障がい者、聴覚障がい者、重度の障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）または重度の戦傷病者で、世帯主本人が受信契約者の場合

## 11. その他の市単独事業（助成）

### （1）福祉利用券・のる MyCar（マイカー）無料乗車券の交付

福祉利用券	A) 「身体障害者手帳」所持者 B) 「療育手帳」所持者 C) 「精神障害者保健福祉手帳」所持者	市内銭湯・温浴施設、市内理・美容店、指定されたタクシー事業者で1枚400円としてご利用できます。 ※交流プラザ「あいらぶ湯」、「みのわ温泉」では個人負担が必要。
のる my car 無料乗車券	上記『福祉利用券』の対象で、希望する方は、『福祉利用券』の代わりに選択することができます。	本人及び付添いの方（1名）が1回乗車する際に各々1枚利用可能

### ※令和7年度から滑川市福祉ポイントの運用も開始しています。

これまで紙媒体でご利用いただいていた、福祉利用券がデジタルポイントとして、市内の銭湯や理・美容室、タクシー乗車時にご利用いただけます。

#### 【市公式 LINE アカウントを活用したオンライン申請について】

申請方法や必要なもの等、詳細についてはつぎの二次元コードからご確認ください。



#### 【注意】

- ・のる my car 無料乗車券については、これまでどおり紙媒体のみの配布となります。
- ・紙媒体での交付を希望される方については、各種障害者手帳、保険証等の身分証明書をご持参ください。

### （2）障害者スポーツ大会への参加

県主催で開催される障害者スポーツ大会に際し、出場選手・応援者の送迎等の援助を行っています。

## 12. 手話に関する取組み

### (1) 聴覚障がい者への理解の促進と手話の普及を図るための事業

- ・啓発用リーフレット『滑川市を「みんなの手と手で育む手話のまち」にしよう!』を作成し配布しています。市ホームページからも、内容を閲覧することができます。
- ・市民の皆さんに気軽に手話を学んでもらえるよう「手話講座」を実施しています。
- ・啓発用リーフレットや市広報の「手話コーナー」等に掲載されているQRコードを読み取ることで、そのイラストの手話動画をYouTube アカウント「なめりかわ手話動画チャンネル」にて、閲覧することができます。

### (2) 意思疎通を図るための事業

- ・手話通訳者および要約筆記者を派遣しています。
- ・市役所窓口（福祉課）に手話通訳者を配置し、窓口での手話通訳や日常生活の相談に対応しています。
- ・手話で会話をされる方や援助を必要としている方が、緊急時や災害時等に手話で必要な情報を得たり、適切な援助や配慮を求めたりできるよう、「手話・ヘルプバンドナ」を配付しています。
- ・指差しをすることで意思疎通ができる「手話でコミュニケーションシート」を作成しました。市ホームページからも、内容の閲覧、ダウンロードすることができます。

### (3) 手話に関わる人材の育成と技能向上への支援

- ・「手話奉仕員養成講座」を開催しています。



# B 資料

## 1. 身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則 別表第5号）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢体不自由					内部障害(心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害)						
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの。				1. 両上肢の機能を全廃したものの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したものの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数20点以下のもの	両耳の聴カレベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したものの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数40点以下のもの	両耳の聴カレベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢の機能を全廃したものの	1. 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したものの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両目開放視認点数が70点以下のもの	1. 両耳の聴カレベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6. 一下肢は健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

# B 資料

## 1. 身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則 別表第5号）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由					内部障害（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害）						
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
5級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両目中心視野角度が56度以下のもの 4. 両目開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両目中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1. 両上肢のおや指の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2. 一側の耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級					1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備考	1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、当該等級とする。 2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二つ以上重複する場合は、6級とする。 3. 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級以上の等級とすることができる。 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5. 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端まで計測したものをいう。															

## 2. 指定医師

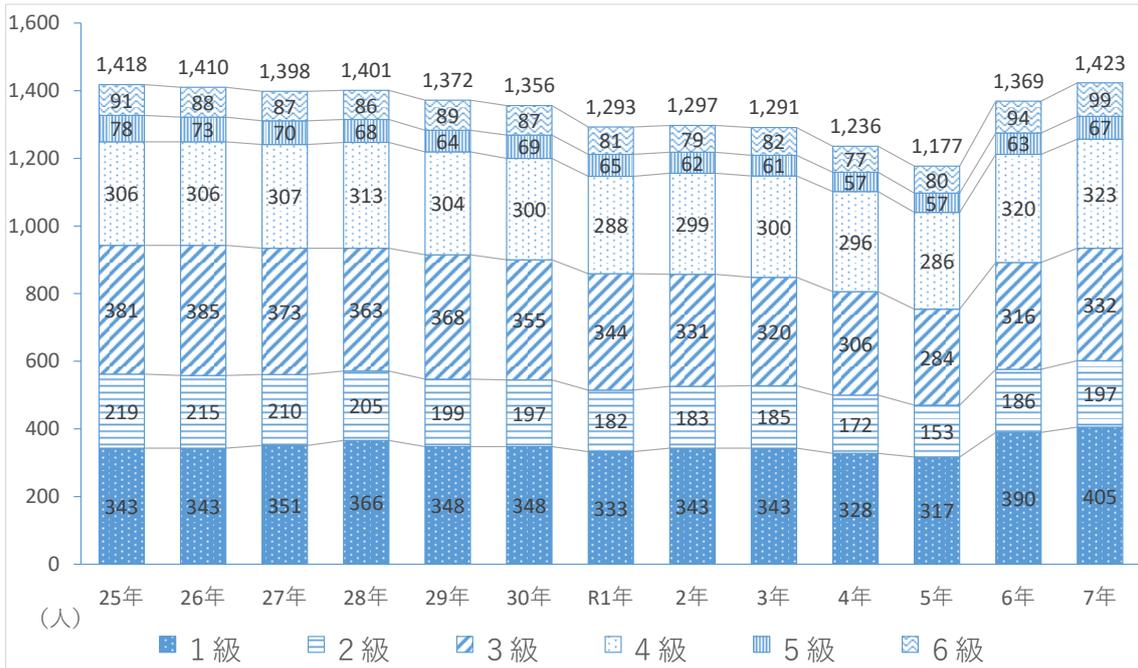
令和7年1月1日現在

医療機関名	診療科目	医師氏名	所在地		
厚生連滑川病院	内 科	西 田 哲 也	滑川市常盤町 119		
	〃	橋 本 直 輝			
	〃	小 栗 光			
	〃	谷 口 陽 子			
	呼 吸 器 内 科	富 田 学			
	外 科	勢 藤 善 大			
	〃	伊 井 徹 也			
	〃	芳 炭 哲 也			
	整 形 外 科	馬 渡 俊 樹			
	〃	南 里 泰 弘			
厚生連滑川 健康管理センター	〃	林 博 志	滑川市常盤町 119		
	〃	茂 住 宜 弘			
	〃	吉 田 佳 奈 美			
	〃	中 里 瑛			
	泌 尿 器 科	明 石 拓 也			
	脳 神 経 外 科	武 田 茂 憲 也			
	眼 科	柚 木 達 也			
	内 科	山 本 正 和			
	石 坂 眼 科 医 院	眼 科		石 坂 拓 也	〃 四間町 647
	吉 見 病 院	内 科・リウマチ科		林 則 秀	〃 清水町 3-25
長崎耳鼻咽喉科医院	耳 鼻 咽 喉 科	長 崎 孝 敏	〃 上小泉 278-1		
伊 井 外 科 医 院	外 科	伊 井 祥	〃 加島町 203		
長 治 整 形 外 科 医 院	整 形 外 科	長 治 孝 雄	〃 加島町 236-1		
かづみファミリー クリニック	内 科・消化器内科	横 田 朋 学	〃 堀 江 182-1		
荒川内科クリニック	神 経 内 科	荒 川 志 朗	〃 下小泉町 1-1		
毛 利 医 院	内 科	毛 利 英 満	〃 四間町 527		
中 村 内 科 医 院	内 科	中 村 暁	〃 中川原 188-1		
なごみ苑	外 科 内 科・リハビリテーション科	佐 々 木 正 治 藤 木 勇 治	〃 野 町 1686		

## 3. 障がい者相談員

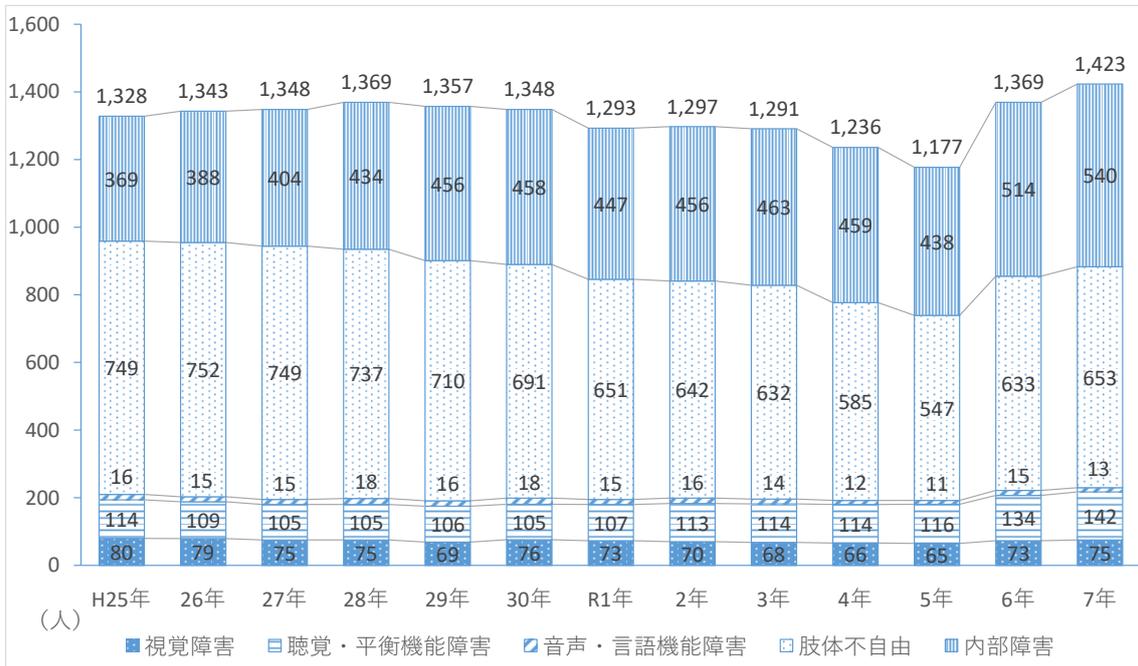
	氏 名	住 所	電 話 番 号
身体障がい(視覚)	水 上 利 夫	滑川市上小泉 1549	475-8392
身体障がい(聴覚)	蛭 川 優 也	〃 菰 原 1-3	476-1387 (FAX)
身体障がい(肢体)	早 川 祐 一	〃 田中町 497	475-0979
身体障がい(内部)	池 田 修 治	〃 高 塚 847-20	475-5302
知的障がい	杓 掛 勉	〃 辰 野 13-8	476-2718
〃	高 井 英 子	〃 上小泉 1660	475-7033

■等級別身体障害者手帳所持者の推移



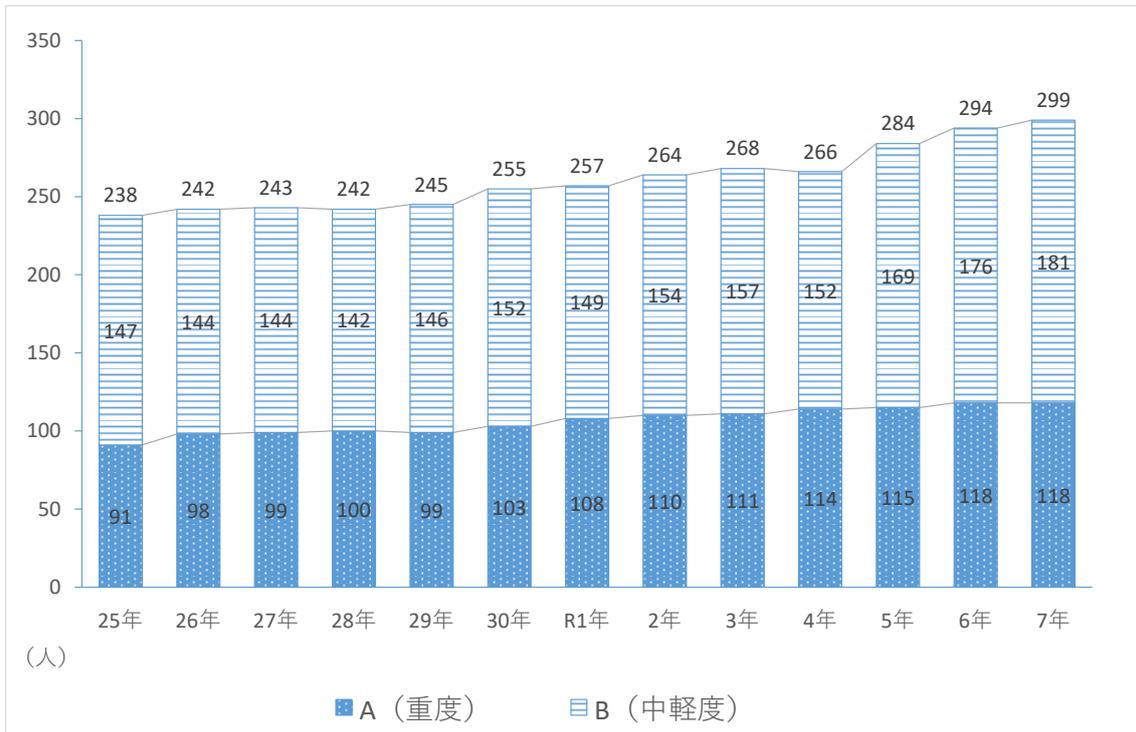
各年4月1日現在

■障害別身体障害者数の推移



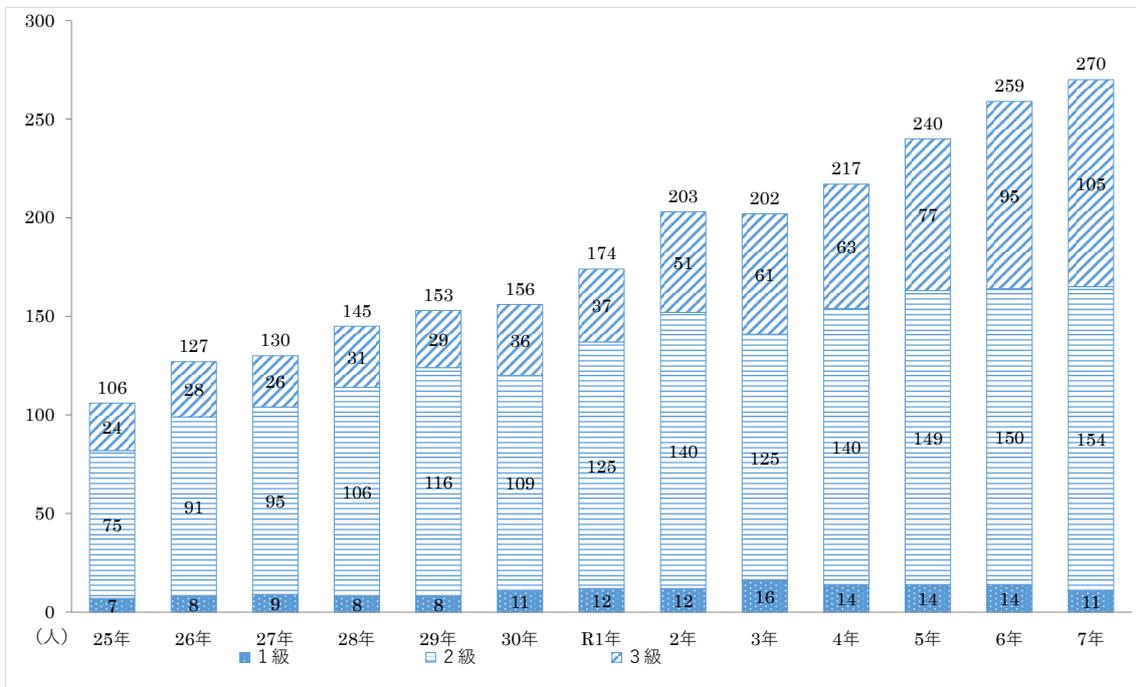
各年4月1日現在

■療育手帳所持者数の推移



各年4月1日現在

■精神保健福祉手帳所持者数の推移



各年4月1日現在



## V 児童福祉の推進

児童憲章 （前文）

- ・児童は、人として尊ばれる。
- ・児童は、社会の一員として重んぜられる。
- ・児童は、よい環境のなかで育てられる。

児童福祉は児童のよりよい生活を実現するとともに、将来の社会を担い家庭を担って  
く児童を、心身ともに健全に育成することを理念としています。

児童は温かい家庭にあって、毎日保護者の監護のもと心身ともに健やかに育成されるこ  
とが望ましい姿であります。その家庭が何らかの事情により、完全な機能が果たすこと  
ができない場合などの家庭を保護し、または家庭に代って児童を公共団体が保護すること  
を児童福祉法では定めています。

本市では、次のとおり事業を行っています。

# A 施策制度

## 1. 保育所等への入所

○入所できる家庭の状況

- (1) 共働き等で保育する方がいない家庭
- (2) 保護者が病気である又は看護を必要とする病人がいる家庭
- (3) その他保育を必要とする家庭

○保育所別入所定員（令和7年10月1日現在）

あずま保育所（公）70名  
 坪川保育所（公）45名  
 浜加積保育園（私）140名  
 和光保育園（私）30名  
 やなぎはら保育園（私）90名  
 滑川中央保育園（私）40名  
 童和保育園（私）70名  
 中加積保育園（私）90名

<p>○認定こども園別入所定員                  （令和7年10月1日現在）                  認定こども園たかつき保育園（私）110名                  認定こども園上小泉保育園（私）170名                  同朋認定こども園（私）155名                  西加積認定こども園（私）150名                  早月加積認定こども園（私）85名                  幼保連携型きたかづみ認定こども園（私）87名</p>
--

○特別保育

延長保育	7時から19時	あずま保育所、坪川保育所、滑川中央保育園、童和保育園、中加積保育園、和光保育園、やなぎはら保育園、認定こども園たかつき保育園、認定こども園上小泉保育園、同朋認定こども園、西加積認定こども園、早月加積認定こども園、幼保連携型きたかづみ認定こども園
	7時から18時30分	浜加積保育園
障がい児保育		全園
一時預かり		全園
休日保育		滑川中央保育園、童和保育園、中加積保育園、やなぎはら保育園、認定こども園たかつき保育園、認定こども園上小泉保育園
病児・病後児保育 (体調不良児型)		滑川中央保育園、中加積保育園、浜加積保育園、やなぎはら保育園、認定こども園たかつき保育園、認定こども園上小泉保育園、同朋認定こども園、西加積認定こども園

○保育料軽減事業

平成26年度より第3子以降、平成28年度より第2子の保育料を無料とし、また、令和5年度より第1子の保育料を半額とし、子育て家庭に対する経済的支援を行っています。

○幼児教育・保育の無償化

国の制度により、令和元年10月から3歳以上児（1号認定子どもの場合は満3歳児を含む。）及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児の保育料が無償化されました。

○副食費補助事業

幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳以上児（1号認定子どもの場合は満3歳児を含む。）の副食費（おかず・おやつ代など）が利用者負担になったことから、第2子以降の副食費について月額4,800円を上限に補助を行っています。

## 2. 子どもの医療費の助成

○乳児医療費の助成

（県補対象 昭和48年創設 平成20年10月より所得制限導入・

平成22年10月拡充・平成23年10月より所得制限撤廃）

乳児（0歳児）医療費の助成については、昭和48年1月から市の単独事業として創設しましたが、現在は県補助制度として確立しています。

助成費 保健医療費本人負担分

○子どもの通院医療費の助成

（一部県補対象 平成4年創設 平成10年・平成12年・平成13年拡充 平成20年

10月より所得制限導入・平成22年10月拡充・平成23年10月より所得制限撤廃）

幼児の健全な育成を図るため、平成22年10月から対象を拡大し、満1歳から中学校3年生（15歳に達する日以降の最初の3月末日）、令和2年4月から高校生等までの全ての子どもの通院医療費を助成し、令和6年4月からは高校に在学していないお子さんについても、18歳の年度末まで医療費の自己負担分を助成します。

助成費 保険医療費本人負担分

○子どもの入院医療費の助成

（一部県補対象 平成7年創設 市単分平成18年・平成20年拡充 平成20年10月

より所得制限導入・平成22年10月拡充・平成23年10月より所得制限撤廃）

満1歳から、中学校3年生（15歳に達する日以後の最初の3月末日）、令和2年4月から高校生等までの全ての子どもの入院医療費を助成し、令和6年4月からは高校に在学していないお子さんについても、18歳の年度末まで医療費の自己負担分を助成します。

助成額 保険医療費本人負担分

## 3. ちびっ子広場の設置等に対する補助（市単分 昭和46年創設）（担当 都市計画課）

○広場（用地）の取得、造成に対する補助…3.3㎡当り3,500円の割合で計算した額（①または②の要件に該当すること。）ただし、700千円を限度とします。

①660㎡以上（ただし都市計画法用途地域では、330㎡以上）の広場を取得し新設する場合

②既存の広場を拡充し660㎡以上（ただし都市計画法用途地域では、330㎡以上）にするため、取得する面積が165㎡以上の場合

○100㎡以上の広場で遊具の新設または増設に対する補助

……遊具設置費用の3分の2相当額（ただし、334千円を限度とします。）

○この補助により設置した遊具の修繕に対する補助

……遊具修繕費用の2分の1相当額（ただし、50千円を限度とします。）

#### 4. 児童館「キラット」(昭和41年創設 平成28年4月移転改築)

児童の健全な育成を目的に、市有林である杉をふんだんに使用し、木の香りに包まれた温かみのある空間で子どもの遊び場を提供しています。

児童館には、あそびのホール、こども広場、多目的室①②、かまくら、ロフト、図書室、運動室等があります。また、館外のクレイグラウンドには地域の方々の協力により製作したピザ窯や、子どもたちと一緒に作る農園があります。さらに、児童館の隣にアウトドア広場が整備され、その中のここに元気広場では大型遊具を使った運動や、芝生の上でアウトドア活動をすることができ、蛍の小路ではビオトープを用いた親水事業を行うことができます。

子どもたちや、保護者および地域住民が「元気になる場」を基本コンセプトに、子育て支援、児童の健全育成の拠点として季節の行事や農園体験、文化活動、アウトドアなど多彩な事業を展開していくこととしています。

##### 開催行事

○写生大会	○子育てサークル
○一輪車大会	○将棋大会
○アウトドア・農園体験等の野外活動	○土曜子ども教室
○児童館まつり	○子育て講座
○食育教室	○親子クッキング教室
○ふれあいお茶会	茶道教室・手芸教室・将棋教室・アートデザイン教室・クッキング教室・スポーツ体験教室・一輪車教室・農園体験教室
○なわとび教室	
○草花とふれあう行事	
○クラフト行事	
○防災行事	
○交通安全行事 等	

開館時間 (5/1～10/31) 午前10時から午後6時まで

(11/1～4/30) 午前10時から午後5時まで

土・日・祝日は午前9時から午後5時まで

休館日 火曜日、毎月第1・第3木曜日、年末年始(12月29日～翌年の1月4日)

所在地 滑川市上小泉800番地(行田公園隣)

#### 5. 家庭児童相談室(昭和42年創設)

児童の教育問題に関して困ったこと、悩みごとについて家庭児童相談員が相談に応じています。

#### 6. 助産施設への入所(国補対象)

保健上、入院助産が必要であるにもかかわらず、経済的理由により困難な人は、助産施設を利用して出産することができます。

所得によっては、一部本人負担を必要とする場合もあります。

助産施設 厚生連滑川病院に併設(令和2年5月～休止中)

#### 7. 心身障がい児(者)通所(園)費の助成(市単分)

児童発達支援および医療型児童発達支援を行う施設(児童発達支援センターに限る)へ通所(園)している方に対し、交通費の一部を助成しています。

## 8. 妊婦のための支援給付金

妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく身近で相談に応じ、妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減することを目的として、妊婦のための支援給付金を支給しています。

出産応援ギフト・・・妊娠1回につき、50,000円

子育て応援ギフト・・・胎児1人につき、50,000円

## 9. 妊産婦医療費の助成（県補対象 昭和48年創設 平成20年10月より所得制限導入・平成23年10月より所得制限撤廃）

妊娠高血圧症候群と貧血、産科出血、心疾患、糖尿病、切迫早産に罹病した妊婦および産婦を対象に、保険医療費の本人負担分を全額助成しています。

## 10. 児童手当（国補対象 令和6年改正）

高校生年代までの児童を養育している方を対象に児童手当を支給します。

対象受給者2,505人（令和7年11月末現在）

令和6年10月～	支給額
3歳未満（第1子、第2子）	15,000円
3歳未満（第3子以降）	30,000円
3歳から高校生年代（第1子、第2子）	10,000円
3歳から高校生年代（第3子以降）	30,000円

※令和6年10月より所得制限の撤廃・支給対象児童の高校生年代までの延長・支給月の変更（年3回から年6回（偶数月）へ変更）・第3子以降の支給額の増加・第3子以降のカウント方法等が変更。

## 11. とみいくデジタルポイント（県補対象 令和6年10月創設）

これまで出生時に配布していた保育サービス等に使用できる「とやまっ子 子育て応援券」の配布時期や対象商品を見直し、令和6年10月より「とみいくデジタルポイント」として新たに創設。1歳6か月時に3万円分の地域通貨ポイントを配布し、富山県内の指定事業所で利用できます。

## 12. 放課後児童対策事業（国・県補対象 平成8年創設）

昼間保護者のいない家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供するため、地域組織として市内全小学校区に放課後児童クラブを設置し、児童の健全育成を図っています。

- 寺家小学校下児童育成クラブ「ひまわりクラブ」地域交流センター 青志会館
- 田中小学校下児童育成クラブ「にこにこクラブ」西地区公民館
- 東部小学校区児童育成クラブA「ほのぼのクラブA」ほのぼの館
- 東部小学校区児童育成クラブB「ほのぼのクラブB」ほのぼの館
- 北加積小学校区児童育成クラブ「WAYWAYクラブ」北加積コミュニティ防災センター
- 東加積小学校区児童育成クラブ「ほたるの家」東加積小学校
- 南部小学校下児童育成クラブ「のびっ子クラブ」中加積地区公民館
- 西部小学校区児童育成クラブA「げんきっこクラブA」げんきっこクラブ
- 西部小学校区児童育成クラブB「げんきっこクラブB」げんきっこクラブ

○民設民営「あおぞらクラブ」(社会福祉法人 毅行福祉会) 中加積保育園

**13. 障害児放課後元気わくわく活動支援事業(県補対象 平成15年創設)**

特別支援学校に通学する障がい児の放課後、土日および長期休暇中における遊びや生活の場を設け、集団活動や生活訓練等を行う事業です。

現在は、「高志わくわくクラブ(高志支援学校内)」に対し、支援しています。

**14. 子育て支援センター(国・県補対象 あずま保育所および中加積保育園内)**

各種の子育てに関する相談・指導等を行い、子育て家庭に対する育児支援をしています。

- ・育児相談
- ・子育て教室、育児講座、子育てサロン

**15. ファミリーサポートセンター(市社会福祉協議会内に平成13年開設) ☎475-7004**

仕事と育児を両立し、安心して働き続けることができるよう、育児に関する相互援助活動を行っています。

原則、預かる人の家庭で保育を実施

報酬基準 1時間あたり800円から(利用者負担基準400円から)

**16. 養育医療(平成25年4月権限委譲)**

正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていない未熟児を対象として、指定医療機関において入院治療を受ける場合にその医療費を公費により負担しています。

**17. 子どもインフルエンザ予防接種費用の一部助成(平成26年10月創設)**

子どものインフルエンザの罹患および重症化を予防し、子どもの健康の保持増進に寄与することとともに、子育て世代の経済的負担を軽減することを目的として、任意接種である子どものインフルエンザ予防接種に要した費用の一部を助成しています。

対象者 生後6ヶ月から中学3年生までのお子さん

助成費用 皮下注射ワクチン 1人1回3,000円

(接種した費用が3,000円未満の場合は、その額を助成)

接種回数は1人2回を限度とします。

(接種回数は、原則13歳未満は2回、13歳以上は1回)

経鼻ワクチン 2歳から13歳未満の場合1人1回6,000円

(接種した費用が3,000円未満の場合は、その額を助成)

13歳以上の場合1人1回3,000円

(接種した費用が3,000円未満の場合は、その額を助成)

**18. 幼児ことばの教室**

就学前の幼児(主に年中・年長児)に対し、発音の誤り・吃音・ことばの遅れなどの相談・指導を行なっています。

専門の相談員が相談に応じ、希望者に対し継続指導を行います。頻度や内容は、その方に応じて検討しています。

場所 地域交流センター「青志会館」2階グループ室

**19. こども家庭センター(令和6年4月設置)**

妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく、児童及び妊産婦の福祉に関し、児童福祉と

母子保健の一体的かつ包括的な支援を行っています。(平成 31 年創設の子ども未来サポートセンター事業を引継いだもの。)

## B 資 料

### 1. 年度別児童数の推移（各年 10 月 1 日現在）

年度 年齢	H15	H20	H25	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
0	306	259	255	232	238	230	226	214	230	203	196
1	335	283	253	237	252	255	234	242	234	247	208
2	368	317	235	280	246	268	270	235	252	245	255
3	358	295	314	247	289	253	277	269	236	251	243
4	341	315	272	265	257	293	252	278	268	250	251
5	365	319	295	256	268	259	296	254	277	270	249
6	377	337	275	236	261	277	261	299	256	275	266
7	328	361	319	330	235	260	278	258	297	261	278
8	363	336	311	267	330	236	260	275	258	297	260
9	343	328	316	298	268	330	235	262	275	260	300
10	322	369	332	273	296	271	328	238	261	274	259
11	329	374	338	318	273	299	271	329	240	264	276
12	301	334	358	303	318	273	300	272	329	238	264
13	331	356	337	312	301	315	272	296	269	327	238
14	311	339	330	330	312	303	313	271	297	269	329
15	326	331	370	335	330	312	306	310	274	301	273
16	357	332	371	356	336	330	315	307	315	274	302
17	345	302	328	340	355	335	332	314	306	315	274
18	347	313	347	305	337	347	325	321	316	305	309
計	6,453	6,200	5,956	5,520	5,502	5,446	5,351	5,244	5,190	5,126	5,030
構成比 (%)	18.83	18.26	17.64	16.56	16.55	16.37	16.12	15.87	15.73	15.63	15.48
総人口	34,275	33,954	33,746	33,343	33,251	33,263	33,185	33,046	32,992	32,780	32,491

### 2. 入所児童の年齢別人数（令和 7 年 10 月 1 日現在）

	施設数 (ヶ所)	児 童 数 (人)						
		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
市 立	2	10	8	20	19	16	17	90
私 立	12	85	171	204	215	197	231	1,103
計	14	95	179	224	234	213	248	1,193

※私立の人数は認定こども園の 1 号認定を除く。広域受入児童を除く。

### 3. 乳児医療費の助成の状況

	助成対象者（人）	本人負担額（円）	高額医療費等の額（円）	差引助成額（円）
H25	255	14,281,083	1,507,590	12,773,493
H26	273	14,969,960	1,469,474	13,500,486
H27	273	12,308,681	1,542,948	10,765,733
H28	223	12,701,712	2,079,805	10,621,907
H29	233	12,774,790	2,056,964	10,717,826
H30	236	13,757,443	1,314,674	12,442,769
R元	250	13,234,748	84,443	11,713,377
R2	197	9,642,724	3,128	9,523,374
R3	248	12,184,471	534,282	11,613,081
R4	267	12,477,809	260,091	12,217,718
R5	213	11,571,214	112,379	11,458,835
R6	183	9,418,157	0	9,418,157

### 4. 妊産婦医療費の助成の状況

	助成対象者（人）	本人負担額（円）	高額医療費等の額（円）	差引助成額 （円）
H25	137	4,087,920	1,744,844	2,343,076
H26	171	11,141,033	1,698,634	9,442,399
H27	158	9,931,967	3,256,201	6,675,766
H28	111	5,957,527	2,990,334	2,967,193
H29	126	7,111,728	2,911,466	4,120,262
H30	95	7,445,580	2,442,198	5,003,382
R元	166	5,812,640	487,042	5,389,473
R2	94	3,931,904	3,826	3,902,886
R3	65	4,674,290	172,722	4,674,290
R4	104	2,879,554	26,519	2,853,035
R5	71	3,434,445	110,598	3,323,847
R6	34	2,591,250	125,924	2,465,326

## 5. 子ども医療費の助成の状況

	入院 (円)	通院 (円)	計 (円)
H28	6,815,422	78,684,355	85,499,777
	市単分 (幼児の一部、小1～中3)	市単分 (幼児の一部、小1～中3)	(高額医療費
	2,944,360	68,301,517	1,050,202 円含む)
H29	9,688,732	76,203,357	85,892,089
	市単分 (幼児の一部、小1～中3)	市単分 (幼児の一部、小1～中3)	(高額医療費
	4,062,698	65,437,017	1,071,911 円含む)
H30	9,759,595	86,525,300	96,284,895
	市単分 (幼児の一部、小1～中3)	市単分 (幼児の一部、小1～中3)	(高額医療費
	4,342,987	73,418,587	1,171,262 円含む)
R 元	9,787,651	85,317,230	95,104,881
	市単分 (幼児の一部、小1～中3)	市単分 (幼児の一部、小1～中3)	(高額医療費
	5,803,051	72,365,350	248,369 円含む)
R2	6,010,887	82,964,580	88,975,467
	市単分 (幼児の一部、小1～中3)	市単分 (幼児の一部、小1～中3)	
	2,425,253	62,287,673	
	市単 (高校生)	市単 (高校生)	
	1,121,358	10,079,832	
R3	7,660,022	97,037,523	104,697,545
	市単分 (幼児の一部、小1～中3)	市単分 (幼児の一部、小1～中3)	
	3,309,068	68,874,078	
	市単 (高校生)	市単 (高校生)	
	916,836	12,788,215	
R4	5,807,171	105,120,446	110,927,617
	市単分 (幼児の一部、小1～中3)	市単分 (幼児の一部、小1～中3)	
	2,581,204	66,780,452	
	市単 (高校生)	市単 (高校生)	
	1,343,587	14,292,478	
R5	9,293,190	135,287,488	144,580,678
	市単分 (幼児の一部、小1～中3)	市単分 (幼児の一部、小1～中3)	
	3,663,318	89,222,970	
	市単 (高校生)	市単 (高校生)	
	718,900	15,844,491	

R6	13, 103, 317	133, 497, 752	146, 601, 069
	市単分 (幼児の一部、小1～中3)	市単分 (幼児の一部、小1～中3)	
	6, 352, 818	90, 517, 087	
	市単 (高校生)	市単 (高校生)	
	1, 272, 682	17, 018, 219	

## VI 母（父）子福祉の推進

母子父子家庭の態様は、複雑多様化し、精神的経済的に厳しい社会環境におかれています。

本市では、このような家庭に対し、健全な家庭を築き、自立した生活が営めるよう努めています。

## A 施策制度

1. ひとり親家庭等医療費の助成（昭和 50 年市単で創設、昭和 55 年県補助事業となる。平成 5 年 10 月父子家庭追加・平成 11 年所得制限撤廃・平成 20 年 10 月から所得制限導入・平成 22 年 10 月から、入院医療費助成の所得制限撤廃）

母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭の母または父およびその児童と、両親のいない児童（条件に該当するもの）と、その児童を養育している養育者を対象に、医療費の本人負担分全額を助成する制度を設けています。

ただし、「児童」とは、18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までの間にあるものをいいます。

助 成 額 保険医療費本人負担分

2. 児童扶養手当（国の制度 昭和 36 年創設 平成 22 年 8 月父子家庭支給追加）

父母の離婚などにより父または母と生計をともにしていない児童が育成される家庭（父親または母親が身体などに重度の障がいがある家庭を含む）や、父母に代わって児童を育成している人に対し支給されます。

月額（全部支給）46,690 円

（一部支給停止）11,010 円から 46,680 円まで 10 円きざみ

2 人目以降 5,520～11,030 円加算（所得に応じて）

児童扶養手当法改正により、令和 6 年 11 月分から 3 人目以降の加算額が 2 人目の加算額と同額となりました。

3. 遺児の激励（市単分）

ひとり親または両親のいない家庭の中学卒業生にお祝い品を渡しています。（市、滑川市母子寡婦福祉会による合同実施）

4. 母子父子寡婦福祉資金の貸付け（県委託事業 昭和 43 年創設）

母子、父子および寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の促進を図るため、次の種類の母子父子寡婦福祉資金の貸付制度があります。（65、66 ページ参照）

5. 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員が母子、父子家庭の母および父の自立に向けた総合的な相談に応じています。

6. 母子寡婦福祉会の育成

母（父）子世帯（母（父）と 20 歳未満の子で構成する世帯）および寡婦世帯（母と 20 歳以上の子で構成する世帯）で構成する母子寡婦福祉会の活動（講習会、レクリエーション、研修会等）に対し、指導育成を行っています。

7. 母子家庭自立支援給付金および父子家庭自立支援給付金（国補対象 平成 15 年創設）

母（父）子家庭の母（父）の就業をより効果的に促進するため、下記の事業を行っています。

○自立支援教育訓練給付金事業

市が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合に受講料の一部を支給しています。

○高等職業訓練促進給付金事業

母（父）子家庭の母（父）が看護師、介護福祉士等の資格取得のため、6月以上養成機関で修業する場合に生活費を経済支援しています。

**8. 母子・父子自立支援プログラム策定事業**

**（国補対象 平成19年創設 平成23年4月から父子家庭の父追加）**

個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ、自立支援計画書を策定し、母子家庭等就業、自立支援センター事業やハローワークとの連携による生活保護受給者等就業事業等を活用し、きめ細かな自立・就労支援を行っています。

**9. ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業**

ひとり親や就学援助の対象となっている家庭の子供たちに、学習支援や基本的な生活習慣の習得支援を行っています。

**10. ひとり親家庭等の大学等受験料及び模擬試験受験料助成**

経済的課題を抱えるひとり親家庭や住民税非課税の子育て世帯に対し、こどもの進学に向けたチャレンジを支援するため、大学等の受験料及び模擬試験受験料を助成しています。

令和7年度母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

(令和6年4月1日から適用)

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	事業を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	3,470,000円 団体貸付 5,220,000円		1年	7年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,740,000円		6箇月	7年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童※ 父子家庭の父が扶養する児童※ 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に就学するための授業料、書籍代、交通費等に必要資金	月額 146,000円 (別表1)	就学期間中	当該学校卒業後6箇月	20年以内 専修学校一般課程5年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を修得するために必要な資金	月額 68,000円 一括(12月分) 816,000円 運転免許取得 460,000円	知識技能を修得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能修得後1年	20年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童※ 父子家庭の父が扶養する児童※ 父母のない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を修得するために必要な資金	月額 68,000円 運転免許取得 460,000円	知識技能を修得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能修得後1年	20年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	105,000円  自動車購入 340,000円 (自動車のみの場合は235,000円)		1年	6年以内	(親に係る貸付) <保証人有> 無利子 <保証人無> 年1% (児童に係る貸付) 無利子
医療介護資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 (介護の場合は児童を除く) 寡婦	医療・介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	340,000円 特別 480,000円 介護 500,000円		医療・介護を受ける期間を満了後6箇月	5年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	①知識技能を修得している間 ②医療・介護を受けている間 ③母子家庭又は父子家庭になって7年未満の母又は父の生活を安定・継続する間(生活安定期間) ④失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	月額 ① 141,000円 ②～④ 108,000円 生計中心者でない場合は月額 74,000円  生活安定期間の貸付は7年を経過するまでの期間中、合計2,592千円を限度とする。また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、 1,296,000円	①5年以内 ②1年以内 ③事由発生から7年以内 ④離職した日の翌日から1年以内	知識技能修得後、医療・介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6箇月	技能修得 20年以内 医療介護 5年以内 生活安定貸付 8年以内 失業 5年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
	母子家庭の母 父子家庭の父	⑤家計急変者であり、ア児童扶養手当等を受給しておらず、イ貸付申請月の前月の所得に12を乗じて得た額が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表第2欄に定める額未満の者	45,500円	原則3箇月 一度に3箇月の範囲内で、最長1年まで延長可	6箇月	10年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を建設し、購入し補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 特別 2,000,000円		6箇月	6年以内 特別 7年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000円		6箇月	3年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童※ 父子家庭の父が扶養する児童※ 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	590,000円 (別表2)		当該学校卒業後(児童が義務教育終了前ときは終了後)6箇月	就学20年以内 専修学校一般課程修業施設5年以内	無利子
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母が扶養する児童※、父子家庭の父が扶養する児童※及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	320,000円		6箇月	5年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%

(別表1) 修学資金貸付限度額(月額)一覧表

(令和6年4月1日から適用) 単位: 円

学校等種別		学年別		1年	2年	3年	4年	5年
		国公立	私立					
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学		27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学		34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学		45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学		52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学		31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学		33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学		48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		(年収900万超え)		(48,000)	(48,000)	(48,000)	(89,000)	(89,000)
		自宅外通学		52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
		(年収900万超え)		(52,500)	(52,500)	(52,500)	(102,500)	(102,500)
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学		67,500	67,500			
		自宅外通学		78,000	78,000			
		(年収900万超え)		(77,500)	(77,500)			
	私立	自宅通学		89,000	89,000			
		(年収900万超え)		(84,500)	(84,500)			
		自宅外通学		126,500	126,500			
(年収900万超え)		(108,500)	(108,500)					
短期大学	国公立	自宅通学		67,500	67,500			
		自宅外通学		96,500	96,500			
		(年収900万超え)		(86,500)	(86,500)			
	私立	自宅通学		93,500	93,500			
		(年収900万超え)		(86,500)	(86,500)			
		自宅外通学		131,000	131,000			
(年収900万超え)		(110,500)	(110,500)					
大学	国公立	自宅通学		71,000	71,000	71,000	71,000	
		(年収900万超え)		(69,500)	(69,500)	(69,500)	(69,500)	
		自宅外通学		108,500	108,500	108,500	108,500	
	(年収900万超え)		(92,500)	(92,500)	(92,500)	(92,500)		
	私立	自宅通学		108,500	108,500	108,500	108,500	
		(年収900万超え)		(95,000)	(95,000)	(95,000)	(95,000)	
自宅外通学			146,000	146,000	146,000	146,000		
(年収900万超え)		(121,000)	(121,000)	(121,000)	(121,000)			
大学院	修士課程			132,000	132,000			
	博士課程			183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)				54,000	54,000			

※( )内は、年収目安900万円を超える場合の限度額

(別表2) 就学支度資金貸付限度額一覧表

(令和2年4月1日から適用) 単位: 円

小学校		64,300	但し、入学する児童を扶養している配偶者のない女子又は男子であつて、所得税が課されていない者又は入学時における経済的事情が上記に掲げる者と同程度と認められる場合に限る。	
中学校		81,000		
高等学校 高等専門学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学		150,000
		自宅外通学		160,000
	私立	自宅通学		410,000
		自宅外通学		420,000
専修学校(一般課程)		自宅通学		150,000
		自宅外通学		160,000
大学 短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学		410,000
		自宅外通学		420,000
	私立	自宅通学		580,000
		自宅外通学		590,000
大学院	国公立			380,000
	私立			590,000
修業施設	自宅通所			272,000
	自宅外通所			282,000

## B 資 料

### 1. ひとり親家庭等医療費の助成状況

区分 年度	助 成 対 象 者	本 人 負 担 額	高額医療費等の額	差 引 助 成 額
H28	517	14,184,998	1,749,041	12,435,957
H29	487	12,737,316	375,525	12,361,791
H30	465	14,551,240	1,813,470	12,737,770
R1	452	12,903,570	162,303	12,741,267
R2	445	11,334,225	52,524	11,281,701
R3	414	13,268,796	74,323	13,194,473
R4	398	12,906,729	43,764	12,862,985
R5	361	12,778,173	29,355	12,748,818
R6	393	13,408,002	227,754	13,180,248

### 2. ひとり親家庭等の状況

(R7.10.1 現在)

	世 帯 数	児童数 (小学生以下)
母 子 家 庭	199 世帯	141 人
父 子 家 庭	19	10
両親のいない家庭	0	0
計	218	151



## VII その他

市民福祉の向上、増進のためのボランティア活動の育成、市民意識の高揚をはじめ、前述以外の施策も次のとおり推し進めています。

# A 施策制度

## 1. 遺族援護等

市戦没者追悼式を挙げるほか、戦没者等に対する特別弔慰金の支給事務などを行っています。

また、次の事項について、助成を行っています。

- (1) 立山の塔（沖縄県）慰霊行事の参列助成
- (2) 合掌の塔（静岡県）慰霊祭の参列助成
- (3) 外地慰霊巡拝事業の助成

## 2. 市社会福祉大会

市内の社会福祉事業関係者が一堂に会し、市民の福祉に関する理解を深め、社会福祉の増進を期するため、市社会福祉協議会が年1回開催しています。

○参加団体等

民生委員・児童委員、主任児童委員、各自治会、保護司会、更生保護女性会、遺族会、母子寡婦福祉会、身体障害者協会、肢体不自由児父母の会、手をつなぐ育成会、悠友クラブ滑川、児童クラブ連合会、保育士会、ろうあ福祉協会、赤十字奉仕団、地区社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会、あすなる地域家族会

## 3. 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、住民の相談に応じ、また必要な援助を行い、福祉の増進に努め、様々な活動を実施します。

市民生委員・児童委員協議会においては毎月1回会長会を開き、また、各地区においても毎月定例会を開催し、情報交換、討論、研修を行い、市福祉事務所をはじめ市社会福祉協議会や行政機関等関係機関と連携協力しながら、地域福祉の推進に努めています。

## 4. 災害弔慰金等の支給と災害援護資金の貸付け（昭和49年創設）

一定以上の自然災害において、死者が出た場合は災害弔慰金を支給し、家財・家屋に被害が生じた場合は災害援護資金の貸付けを行います。

- (1) 災害弔慰金の支給  
弔慰金の額 250万円（生計中心者の場合は500万円）
- (2) 災害障害見舞金の支給  
見舞金の額 125万円（生計中心者の場合250万円）  
（労働者災害補償保険法施行規則別表第1に規定する1級の障害）
- (3) 災害援護金の貸付け（所得制限あり）
  - ア. 貸付額 被害程度により150万円～350万円
  - イ. 償還 10か年の元利均等半年賦償還（うち3年据置）
  - ウ. 利率 年3%（据置期間中無利子）

## 5. 社会福祉センター（昭和56年4月開設）

高齢者、障がい者又は母子福祉、その他市民の研修、相談、趣味、憩いの場としての総合的な福祉センターであり、複雑多様化する社会情勢に対応した住民の福祉向上と生活の安定に資することを目的に設置されています。

名称 滑川市社会福祉センター「聴泉閣」

場所 滑川市上小泉 412 番地 2

延床面積	1階	563 m <sup>2</sup>	}	1,065 m <sup>2</sup>
	2階	493 m <sup>2</sup>		
	塔屋	9 m <sup>2</sup>		

構造 鉄筋コンクリート造 2階建塔屋付

施設の概要 社会福祉法人新川会 つつじ苑、会議室、ボランティア室、悠友クラブ滑川事務局、市連合婦人会事務局、市防犯協会事務局

所有者 社会福祉法人滑川市社会福祉協議会

## 6. 滑川市災害見舞金（市単分 昭和49年創設）

災害により被害を受けた市民または救助者に対し、災害見舞金の支給を行い、まずは被災者自らに生活再建への意欲を高めていただく目的のものです。

遺族見舞金 10万円

負傷見舞金 5千円～1万円（程度により）

住居り災見舞金 5千円～10万円（程度により）

## 7. ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会内にボランティア活動に対する需要と供給の把握、調整および指導援助等を行うボランティアセンターを設置し、コーディネーターを配置しています。

## 8. 地域福祉活動コーディネーターの設置

高齢者や障がい者等が地域で暮らしやすい生活環境を創り出すため、地域福祉活動コーディネーターを配置し、ニーズに応じた相談、情報提供を行うとともに、生活支援など住民が積極的に参加するサービスが地域で効率的、総合的に提供される体制づくりを進めています。

- ・事業主体 市社会福祉協議会
- ・常設相談窓口「福祉総合相談」の設置
- ・地域の特性に応じたネットワークによる福祉サービスの実施

## 9. 地域総合福祉活動・ケアネット活動事業（県補 平成15年創設）

### 福祉見回り隊活動事業（市単 平成16年度創設）

地域住民のニーズに対応した地域福祉の充実を図るため、地区社会福祉協議会との連携のもと、住民参加と協働を基本とするケアネット活動事業を推進します。

- ・各地区社会福祉協議会が地域福祉活動を通じ、日常生活で支援が必要な高齢者等に対して、地域の人が実施している見守りや個別支援活動を推進し、地域住民の相互の支えあいをつくとともに、地域で安心して生活できる地域づくりに努めています。
- ・市社会福祉協議会内に、この事業を支援するための指導援助等を行うコーディネーターを配置しています。

#### ケアネット活動・福祉見回り隊活動とは

小地域（旧小学校区）を単位として、乳幼児から高齢者まで、日常生活を行ううえで支障のある方（例えば虚弱なひとり暮らし高齢者等）を対象に、その地域の住民が主体となり、見守りや話し相手などの生活支援活動を実施し、福祉のまちづくり、地域づくりを住民と一体になって行う活動です。

## 10. みんなの居場所「ちょこっと」（令和6年創設）

孤独・孤立をなくす交流拠点として設置しています。

場 所 滑川市常盤町181番地17

（滑川ショッピングセンターエール1階）



# 福祉総合相談

※秘密は固く守ります。相談は無料です。  
※相談は滑川市在住の方または滑川市内に勤務の方に限ります。

## 令和7年10月～令和8年3月

●滑川市社会福祉協議会の相談（相談場所 滑川市役所東別館） ☎ 475-7000（代）

相談種別	相談内容	相談員	相談日					
			10月	11月	12月	1月	2月	3月
法律相談 PM 1:00～4:00	遺産・扶養・土地 家屋・金銭貸借 賠償・離婚問題等	弁護士	10日 24日	21日	5日 26日	16日	13日 27日	13日
※相談日1週間前の金曜日から電話予約可能 予約受付時間は平日の午前9時から午後5時（先着順6人 1人約30分程度） 令和7年4月から令和8年3月まで1人1回の相談								
税金相談 PM 1:30～3:30	所得・相続・贈与等	税理士		18日		13日	10日	
人権悩みごと相談 PM 1:30～4:00	人の権利に関すること	人権擁護委員	8日	12日	10日	14日	12日	11日
行政相談 PM 1:30～4:00	役所の業務等に対する苦情・要望相談	行政相談委員	20日	20日	22日	20日	20日	23日
生活就労相談 AM 10:00～11:30	生活に不安を抱える方の自立に向けた支援	専門相談員	7日	4日	9日	6日	3日	10日
登記相談 AM 10:00～12:00 PM 1:00～3:00	登記相続に関すること 土地・家屋の登記に関すること	司法書士	17日			8日		
成年後見 遺言相続相談 PM 1:30～4:00	高齢者・障害者等の財産管理及び身上監護	専門相談員 (行政書士)	16日	20日	18日	15日	19日	19日

●滑川市社会福祉協議会の相談 ☎ 475-7004（直通）

相談種別	相談内容	相談員	相談種別	相談内容	相談員
貸付金制度 利用	生活福祉資金貸付	担当職員	日常生活 自立支援相談	福祉サービスに伴う 金銭管理と利用援助	担当職員
ボランティア 相談	ボランティアに関する 相談・紹介・登録・ 情報収集・提供・ 活動支援等	担当職員	子育て援助相談 (ファミリー・ サポート・ センター)	子育ての応援をして 欲しい方(依頼会員) と応援できる方(協力 会員)との相互援助 活動(登録制)	担当職員

### ●滑川市役所の相談

相談種別	相談内容	相談員	相談日					
			10月	11月	12月	1月	2月	3月
年金相談 AM PM 10:00～3:00	国民年金・厚生年金・ 遺族年金等各種年金 手続き・相談	魚津年金事 務所担当員	9日	13日	11日	8日	12日	12日
※相談日の前々日まで予約を受付ます。（先着順）			☎ 475-1304 相談場所 滑川市役所本館					
消費生活相談 AM PM 9:30～3:30	悪質商法トラブル クーリングオフ手続き等	消費生活 相談員	市生活環境課			月～金		
			☎ 475-1374 相談場所 滑川市役所東別館					

●地域包括支援センター（高齢者の総合相談） ☎ 476-9400 相談窓口(月～金 8:30～17:00)

高齢者が地域において安心して暮らし続けるために、保健師、社会福祉士等が相談に応じます。必要に応じて、適切な機関、制度、サービスにつないで継続的に支援します。また、当センターでは、下記のとおり月1回「休日対応窓口」を開設しております。  
日 時：毎月第1日曜日（11月第2日曜日、1月第3日曜日）  
相談時間：①AM 9:30～10:10 ②AM 10:15～10:55 ③AM 11:00～11:40  
※3日前までにお電話での予約をお願いします。  
場 所：滑川市役所

●暮らしの保健室 ☎ 475-1377

市民の皆さんが気軽に悩みごとを相談できる場です。民生委員・保健師・保育士等の経験者が対応します。匿名可、予約不要、相談無料。  
開催日時：毎週火曜日（健康・医療・介護に関すること）AM10:00～PM12:00  
相談場所 滑川ショッピングセンターエール内  
随時（児童館開館中に限る）（子育てに関すること）  
相談場所 児童館（地域子育て相談機関）

●こども家庭センター ☎ 475-1566 相談窓口(月～金 9:00～17:00)

すべての妊産婦、概ね18歳までのこどもと子育て家庭を対象に、「児童福祉」と「母子保健」の一体的な相談や支援に応じます。

### ●専門相談

相談種別	相談内容	相談員	相談場所	相談日	連絡先
育児相談	育児の悩み・子育てに関する相談	保育士	滑川市子育て 支援センター (あずま保育所内)	月～金	☎ 476-6565 FAX 476-6363
教育相談	教育相談 不登校等 いじめ等	臨床心理士 相談員	教育センター	月～金	☎ 475-0281 ☎ 475-6200 (相談専用)
健康相談	健康管理・栄養相 談・母子健康相談等	市保健師 市管理栄養士	健康センター	月～金	☎ 475-8011

詳しくは、年間保健事業日程表をご覧ください。

(裏面もご覧下さい)

ふれあいネットワーク

ふれあいのまちづくりをすすめる 滑川市社会福祉協議会

## B 資 料

### 1. 滑川市民生委員・児童委員

令和7年12月1日現在（任期：令和7年12月1日～令和10年11月30日）

地区	氏 名	担 当 地 区
滑川東	—	常盤町2区・3区・4区、公園通り
(13)	野 口 泉	辰野新町
	吉 川 美 喜 雄	柳原新町
	明 瀬 早 苗	吾妻町、吾妻団地
	砂 子 良 治	北町、神明町、今町、武平太町、 中町1区・2区、常盤町1区
	梅 澤 久 美 子	辰野
	淺 井 宏 司	四間町、荒町、寺家町
	田 中 孝 治	下小泉町1区、アイリスタウン、清水町1区
	四 十 物 次 郎	清水町2区
	上 梅 澤 真 理 子	中川原、辰野北
	石 坂 正 美	中川原、坪川新
	松 尾 英 美	晒屋、神家町、大河区、三穂町
	池 本 覚	泉ヶ丘、駅前団地（上小泉団地2・3号棟）
滑川西	山 内 隆	雪島区、浜町、瀬横町、田中町
(7)	坂 井 清 紀	田中新町
	井 波 博 典	領家町、緑町
	膳 亀 進	高月東部、高月西部、高月南台
	砂 田 志 賀 子	加島町1区・2区・3区
	齊 藤 優 樹	幸町、下梅沢新町
	新 夕 力	河端町、下島町
浜加積	石 倉 正 樹	高塚、高塚曙町、高塚新町、高塚寿町
(8)	石 坂 公 邦	中野島、藤栄
	森 隆 志	北野（一部）、北野新町
	澤 田 洋 志	北野（一部）
	齊 木 多 美 子	北野（一部）
	平 山 立 夫	曲渕、浜四ツ屋、二ツ破
	北 川 眞 理 子	坪川
	森 島 栄 子	荒俣、荒俣新町、有磯、荒俣西町

地区	氏名	担当地区
早月加積	高見洋子	追分
(5)	石坂泰三	栗山、大窪
	小善良寛	大掛、大島
	岡田ひろ子	四ツ屋、笠木
	石場輝昭	吉浦、三ヶ、中村
北加積	高原甲平	大榎、杉本
(7)	金子英司	二塚、横道、金屋、大島新
	折田市子	栃山、中新、中塚、稲泉新
	佐藤静子	七口、宮窪、宮窪新、四屋新
	砂原良男	稲泉、法花寺、野町
	石倉裕二	柳原1区
	高橋眞琴	柳原2区
東加積	岩城協子	大崎野
(5)	浦田眞智子	開、東福寺開
	森志乃	上大浦、下大浦、蓑輪
	松原益美	大日、室山、下野、中野、千鳥
	石若俊子	東金屋、改養寺、野尻、道寺、森野新
中加積	坂口輝	常光寺、天望町、美しヶ丘
(6)	土肥朋子	堀江
	平田智一	柴、安田
	奥野正美	赤浜、寺町、森尻新
	紙谷ひとみ	小林、高柳
	赤江靖弘	赤浜栄町
西加積	松井知恵子	上小泉(一部)
(13)	亀澤千晴	上小泉(一部)
	松井繁道	上小泉(一部)、上小泉団地(1・4号棟)
	桐澤映子	上小泉(一部)
	横田れい子	上梅沢
	中田美砂子	下梅沢
	大塚正人	上島、下梅沢元気タウン
	新庄いく美	沖田新下島
	常木修一	有金、有金新町
	鈴木勝	菰原
	藤井裕美子	江尻、魚躬

地区	氏名	担当地区
	大 浦 宏 之	デイズイン上梅沢、有金東台
	永 井 新 治	宮窪台
山加積	碓 井 寛 樹	田林、東福寺
(3)	古 井 隆 宣	本江
	山 岸 玲 子	小森、東福寺野

計 66 名

## 2. 主任児童委員

(令和 7 年 12 月 1 日現在)

氏名	担当地区
青 山 和 美	滑 川 東 地 区
高 島 末 雄	滑 川 西 地 区
小 林 晃 代	浜 加 積 地 区
石 倉 巧 美	早 月 加 積 地 区
吉 森 さ ゆ り	北 加 積 地 区
山 本 剛 士	東 加 積 地 区
土 肥 智 子	中 加 積 地 区
朝 野 美 緒 子	西 加 積 地 区
嶋 川 千 佳 子	〃
今 井 真 理 子	山 加 積 地 区

計 10 名

## 3. 市内社会福祉施設

(令和 7 年 10 月 1 日現在)

名 称	所 在 地	館・所長	電話番号
滑川市社会福祉センター『聴泉閣』	上小泉 412-2	西 元 正 史	
シルバー人材センター『蛭泉閣』	上小泉 1842-1	山 本 勉	475-7585
特別養護老人ホーム『清寿荘』	赤浜 573-1	藤 田 博 明	475-3600
〃 『カモメ荘』	吉浦 13	澤 崎 善 則	476-5666
滑川市地域包括支援センター	寺家町 104	牧 田 優 子	476-9400
清寿荘在宅介護支援センター	赤浜 573-1	藤 田 博 明	475-9200
カモメ荘 〃	吉浦 13	澤 崎 善 則	476-5200
児 童 館	上小泉 800	菅 沼 久 乃	475-3706
子 育 て 支 援 セ ン タ ー	四間町 616	石 坂 明 美	476-6565
あ ず ま 保 育 所	〃	石 坂 明 美	475-0877
坪 川 〃	坪川 1180	落 合 真 理 子	475-8105
認定こども園たかつき保育園	高月町 72	玉 木 興 大	475-2930
〃 上小泉 〃	上小泉 668	藤 名 晴 人	475-4575

名 称	所 在 地	館・所長	電話番号
滑川中央保育園	領家町 540-2	柳原康詠	475-7181
童和	堀江 1796	岡本修治	475-0516
中加積	小林 69	柳溪暁秀	475-3837
浜加積	北野 374	寺島和美	475-0592
和光	本江 308-5	土肥保	474-1258
やなぎはら	柳原 6-3	井黒由佳子	475-0700
同朋認定こども園	常盤町 630	上島陽一郎	475-0167
西加積	下梅沢 31	北島有美	475-7395
早月加積	追分 3801	石倉巧美	477-1616
幼保連携型 きたかつみ	大島新 509-1	富川美樹子	475-0272

#### 4. 市内各種福祉団体

(令和7年10月1日現在)

名 称	会 長	所 在 地	
市社会福祉協議会	西元正史	寺家町 104	
悠友クラブ滑川	吉田達郎	上小泉 412-2	(社会福祉センター)
市遺族会	栗山順司	常盤町 1121	
市身体障害者協会	池田修治	高塚 847-20	
市視覚障害者協会	水上利夫	上小泉 1549	
市肢体不自由児父母の会	佐々木和人	下梅沢 173-1	
市教育・保育連絡協議会	林昌枝	寺家町 104	(教育委員会子育て応援課)
市保育士会	林真知子	柳原 6-3	(やなぎはら保育園)
市母子寡婦福祉会	高野道子	清水町 5-10	
地区保護司会	早川祐一	上小泉 1842-3	(更生保護サポートセンター)
市更生保護女性会	浦田節子	上小泉 1794-1	
市児童クラブ連合会	高橋真琴	寺家町 104	
市手をつなぐ育成会	高井博	上小泉 1660	
手話サークルめばえの会	石若直美	森野新 27	
市ろうあ福祉協会	蜷川一美	菰原 39-26	
あすなろ地域家族会	島川進	野町 1656	(NPO法人あすなろ滑川)



滑川市の福祉

令和8年1月発行

編 集 滑川市健康福祉部福祉課

発 行 滑川市寺家町104番地

(電話 076-475-1426)